鹿島市地域防災計画

鹿 島 市 防 災 会 議

平成２９年６月改正

目　　次

第１編　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第１章　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第１節　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２節　計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第３節　計画の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第４節　防災の基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第５節　用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱　・　4

第１節　実施責任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱　・・・・・・・・・・・・・　6

第３章　鹿島市の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

第１節　自然的環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
第２節　社会的環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

第２編　災害の特性と被害想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

第１章　風水害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

第１節　これまでの風水害被害　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
第２節　被害想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

第２章　地震・津波　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

第１節　本市の地域特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
第２節　これまでの地震・津波災害　・・・・・・・・・・・・・・・　２０
第３節　被害想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

第３章　原子力災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

第１節　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲　・・・・・・・　３０
第２節　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）　・・・・・・・・　３０
第３節　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）　・・・・・・・・・・・・・・・　３１

第４節　被害想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
第４章　その他の災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
第３編　　災害予防対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
第１章　安全・安心なまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
第１節　地域保全施設の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
第２節　公共施設、交通施設等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
第３節　ライフライン施設等の機能の確保　・・・・・・・・・・・・・・　４２
第４節　建物等の風水害に対する安全性の強化及び耐震性の確保　・・・・　４６
第５節　危険物施設等の保全の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
第６節　都市の防災構造の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
第２章　災害応急対応、復旧・復興に資する効果的な備えの推進　・　５０
第１節　情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等　・・・・・・・・　５０
第２節　防災活動体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
第３節　広域防災体制の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
第４節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動　・・・・・・・・・・・・　５９
第５節　救助、医療、救急活動体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・　６１
第６節　緊急輸送活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
第７節　避難及び情報提供活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４
第８節　避難行動要支援者対策の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
第９節　帰宅困難者への対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４
第10節　食料、飲料水及び生活必需品等の調達　・・・・・・・・・・・・　７５
第11節　応急復旧及び二次災害の防止活動　・・・・・・・・・・・・・・　７７
第12節　防災訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
第13節　災害復旧・復興への備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０
第14節　複合災害対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
第３章　市民等の防災活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２
第１節　防災思想・知識の普及　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２
第２節　消防団の育成強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４

第３節　水防協力団体の育成強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８５
第４節　自主防災組織の育成強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
第５節　企業防災の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
第６節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進　・・・・・・・・・　８８
第７節　災害ボランティア活動の環境整備等　・・・・・・・・・・・・・・・　８９
第８節　災害教訓の伝承　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０
第４章　技術者の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
第５章　孤立防止対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２
第４編　災害応急対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
第１章　防災配備体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
第１節　配備体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
第２節　災害対策連絡室　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
第３節　災害対策本部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６
第２章　災害応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０２
第１節　防災関係情報の収集、伝達系統　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０２
第２節　災害情報の収集、連絡及び報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０８
第３節　労務確保計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１３
第４節　従事命令及び協力命令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１４
第５節　自衛隊災害派遣要請計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１６
第６節　応援協力体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１９
第７節　通信計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２３
第８節　救助活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２５
第９節　医療活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２６
第10節　水防活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２９
第11節　避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３０
第12節　応急住宅対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３９
第13節　交通及び輸送対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４１
第14節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画　・・・・・・・・・・・　１４５

第15節　広報、被害者相談計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４９
第16節　文教対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５２
第17節　公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画　・・・・・・・　１５５
第18節　ライフライン等公益施設の応急復旧計画　・・・・・・・・・・・・・　１５６
第19節　災害対策用機材、復旧資材等の調達　・・・・・・・・・・・・・・・　１５８
第20節　福祉サービスの提供計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５９
第21節　ボランティアの活動計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６１
第22節　外国人対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６３
第23節　義援物資、義援金対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６４
第24節　災害救助法の適用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６７
第25節　行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬　・・・・・・・・・・・・・　１７０
第26節　廃棄物の処理計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７２
第27節　防疫計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７６
第28節　保健衛生計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７８
第29節　病害虫防除、動物の管理等計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７９
第30節　危険物等の保安計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８１
第31節　石油等の大量流出の防除対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８５
第32節　放射性物質による汚染への対策計画　・・・・・・・・・・・・・・・・　１８７
第33節　孤立地域対策活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９０
第34節　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール　・・・・・・・・・・　１９１

第５編　災害復旧・復興計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９６

第１章　災害復旧・復興に向けた計画的な推進　・・・・・・・・・・　１９６
第１節　災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進　・・・・・　１９６
第２節　被災者の生活再建等への支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２００
第３節　地域の経済復興の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０６

第１編　総　則

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、鹿島市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市、消防署及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第２節　計画の性格

この計画は、鹿島市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

１　国（中央防災会議）の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画との整合を図ったものである。

２　災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、鹿島市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置付けするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。

３　国土強靭化に関する部分については、その基本目標である
①　人命の保護が最大限図られる
②　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
③　国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④　迅速な復旧・復興
を踏まえたものとする。

４　今後、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画が修正された場合や、当市において防災に関する諸情勢の変化が生じた場合など、この計画に反映させる必要があると認める場合は、鹿島市防災会議において修正する。

第３節　計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

第１編　総則
第２編　災害の特性と被害想定
第３編　災害予防対策計画
第４編　災害応急対策計画
第５編　災害復旧・復興計画

第４節　防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には，時間の経過とともに災害予防，災害応急対策，災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

１　災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

２　災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

３　災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災

地の復興を図る。

第５節　用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号の定めるところとする。

消　防　機　関　　杵藤地区広域市町村圏組合消防本部及び鹿島消防署（以下これらを「消防署」という。）並びに鹿島市消防団（以下「消防団」という。）をいう。

警　　察　　署　　鹿島警察署（以下「警察署」という。）をいう。

防災関係機関　　消防機関、県、警察署、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。

避難行動要支援者　　市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、①警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動をとる上で必要な身体能力から判断して、自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第２章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市及び県を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第１節　実施責任

１　市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、防災関係機関及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

２　消防署

消防署は、関係地方公共団体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て災害の防除、被害の軽減のための防災活動を実施する。

３　県

県は、災害が市町村の区域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく本市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町（消防機関を含む。）間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、自衛隊及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町（消防機関を含む。）、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

４　　警察署

警察署は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法その他法令に基づき、市民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

５　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市町（消防機関を含む。）及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6　自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）に基づき、災害派遣を実施する。

7　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町（消防機関を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8　公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

9　市民

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より災害に対する備えを心がけることが重要である。また、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、お互いに助け合い自主防災活動を行う。

また、国、県、市その他防災関係機関の実施する防災活動に積極的に参加・協力し、一人ひとりが防災意識の重要性を認識するよう努める。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1　市

処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1)　市防災会議及び市災害対策本部に関すること
(2)　防災に関する調査、研究に関すること
(3)　市地域保全事業等に関すること
(4)　防災に関する組織の整備に関すること
(5)　防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(6)　防災に関する物資等の備蓄に関すること
(7)　防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(8)　市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること
(9)　気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関すること
(10) 災害時の広報に関すること
(11) 避難の勧告・指示等に関すること
(12) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(13) 消防活動に関すること
(14) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む。）に関すること
(15) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
(16) 被災市有施設及び設備の応急措置に関すること
(17) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(18) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること
(19) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
(20) 他の市町との相互応援に関すること
(21) 災害時の文教対策に関すること
(22) 災害復旧・復興の実施に関すること
(23) 原子力災害時の緊急時モニタリングへの協力
(24) 放射能汚染飲食物の摂取制限
(25) 放射性物質による汚染の除去
(26) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
(27) 原子力災害に関する損害賠償の請求等に必要な資料の整備
(28) 風評被害等の影響の軽減
(29) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること

２　消防署

処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1)　防災に関する組織の整備に関すること
(2)　防災に関する設備及び資機材の整備に関すること
(3)　防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(4)　消防活動に関すること
(5)　被災者の救助、救急活動に関すること
(6)　他の消防機関等との相互応援に関すること
(7)　市の防災活動の援助に関すること
(8)　その他署の所掌事務についての防災対策に関すること

３　県

処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1)　県防災会議及び県災害対策本部に関すること
(2)　市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること
(3)　防災に関する調査、研究に関すること
(4)　県土保全事業等に関すること
(5)　防災に関する組織の整備に関すること
(6)　防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(7)　防災に関する物資等の備蓄に関すること
(8)　防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(9)　気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
(10) 災害時の広報に関すること
(11) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
(12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること
(13) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
(14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること
(15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
(16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること
(17) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること
(18) 自衛隊の災害派遣に関すること
(19) 他の都道府県との相互応援に関すること
(20) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に関すること
(21) 災害時の文教対策に関すること
(22) 災害時の公安警備対策に関すること
(23) 災害復旧・復興の実施に関すること
(24) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

4　警察署

処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1) 災害警備計画に関すること (2) 警察通信確保に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること (4) 災害装備資機材の確保に関すること (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること (6) 防災知識の普及に関すること (7) 災害情報の収集及び伝達に関すること (8) 被害実態の把握に関すること (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること (10) 行方不明者の調査に関すること (11) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること (12) 不法事案等の予防及び取締りに関すること (13) 被災地、避難場所その他重要施設の警戒に関すること (14) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること (15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること (16) 広報活動に関すること (17) 死体の見分・検視に関すること

5　指定地方行政機関

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1) 九州管区警察局	(ｱ)　広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること (ｲ)　広域的な交通規制の指導調整に関すること (ｳ)　災害時における他管区警察局との連携に関すること (ｴ)　管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (ｵ)　災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること (ｶ)　災害時における警察通信の運用に関すること (ｷ)　津波警報等の伝達に関すること
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	(ｱ)　災害復旧事業費の査定立会に関すること (ｲ)　緊急を要する災害復旧事業等のため、市が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸付の措置に関すること (ｳ)　災害復旧事業等に要する経費の財源として市が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること (ｴ)　防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること (ｵ)　関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(3) 九州厚生局	(ｱ)　災害状況の情報収集 (ｲ)　関係職員の現地派遣 (ｳ)　関係機関との連絡調整
(4) 九州農政局佐賀支局	(ｱ)　国土保全事業の推進に関すること (ｲ)　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること (ｳ)　応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関すること (ｴ)　農作物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導に関すること (ｵ)　被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること (ｶ)　直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること (ｷ)　市の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること (ｸ)　被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金融通等についての指導に関すること (ｹ)　災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること
(5) 九州森林管理局 （佐賀森林管理署）	(ｱ)　森林治山による災害防止に関すること (ｲ)　国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること (ｳ)　災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること (ｴ)　林野火災対策に関すること
(6) 九州経済産業局	(ｱ)　災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (ｲ)　災害時の物価安定対策に関すること (ｳ)　被災商工業者への支援に関すること
(7) 九州産業保安監督部	(ｱ)　鉱山における災害の防止に関すること (ｲ)　鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関すること (ｳ)　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、及び電気施設等の保安対策に関すること
(8) 九州運輸局 （佐賀陸運支局）	(ｱ)　災害時における輸送用車両の斡旋・確保、船舶の調達・斡旋に関すること (ｲ)　自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること (ｳ)　運送等の安全確保に関する指導等に関すること (ｴ)　関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(9) 大阪航空局 （福岡空港事務所、 佐賀空港出張所）	(ｱ)　災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること (ｲ)　遭難航空機の捜索及び救助に関すること (ｳ)　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(10) 第七管区海上保安本部 （三池海上保安部）	(ｱ)　災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること (ｲ)　海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること (ｳ)　海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること
(11) 福岡管区気象台 （佐賀地方気象台）	(ｱ)　気象・水象・地象（地震にあっては、地震動に限る。）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること (ｲ)　指定河川の洪水予報の発表及び伝達に関すること (ｳ)　津波警報等・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること (ｴ)　災害発生時における気象資料の提供に関すること (ｵ)　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
(12) 九州総合通信局	(ｱ)　非常通信体制の整備に関すること (ｲ)　非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること (ｳ)　非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること (ｴ)　災害時における電気通信の確保に関すること (ｵ)　非常通信の統制、管理に関すること (ｶ)　災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
(13) 佐賀労働局	(ｱ)　工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること
(14) 九州地方整備局 （佐賀国道事務所、 武雄河川事務所、 筑後川河川事務所 佐賀庁舎）	(ｱ)　直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること (ｲ)　指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること (ｳ)　水防警報の発表及び伝達に関すること (ｴ)　水防活動の指導に関すること (ｵ)　災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること (ｶ)　高潮、津波災害等の予防に関すること (ｷ)　港湾、海岸、河川災害対策に関すること

6　自衛隊

処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1)　災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること (2)　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

7　指定公共機関

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1) 西日本電信電話株式会社（佐賀支店） (2) 株式会社ＮＴＴドコモ（佐賀支店） (3) ＫＤＤＩ株式会社 (4) ソフトバンク株式会社	(ｱ) 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること (ｲ) 気象警報、津波警報の伝達に関すること (ｳ) 災害時における通信の確保に関すること
(5) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）	(ｱ) 通貨の円滑な供給確保に関すること (ｲ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(6) 日本赤十字社（佐賀県支部）	(ｱ) 災害時における医療救護の実施に関すること (ｲ) 災害時における血液製剤の供給に関すること (ｳ) 義援金品の募集、配分に関すること (ｴ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること
(7) 日本放送協会（佐賀放送局）	(ｱ) 市民に対する防災知識の普及に関すること (ｲ) 気象（津波）予警報等の周知に関すること (ｳ) 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること (ｴ) 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること
(8) 九州旅客鉄道株式会社（肥前鹿島駅）	(ｱ) 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること (ｲ) 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること (ｳ) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(9) 日本通運株式会社（佐賀支店）	(ｱ) 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(10) 九州電力株式会社（佐賀支社、武雄営業所）	(ｱ) 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること (ｲ) 災害時における電力供給の確保に関すること
(11) 日本郵便株式会社（佐賀中央郵便局・鹿島郵便局）	(ｱ) 災害時における郵政業務の確保に関すること (ｲ) 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

8　指定地方公共機関

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	(ｱ) 災害時における入院患者等の安全確保に関すること (ｲ) 被災者に対する医療救護の実施に関すること

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(2) 一般社団法人佐賀県ＬＰガス協会	(ｱ)　ＬＰガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること
(3) 公益社団法人佐賀県トラック協会	(ｱ)　災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	
(5) 株式会社エフエム佐賀	(ｱ)　市民に対する防災知識の普及に関すること (ｲ)　気象（津波）予警報等の周知に関すること (ｳ)　災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(6) 株式会社サガテレビ	
(7) 長崎放送株式会社NBC ラジオ佐賀局	
(8) 一般社団法人佐賀県医師会	(ｱ)　災害時における医療救護活動への協力に関すること
(9) 公益社団法人佐賀県栄養士会	(ｱ)　災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
(10) 公益社団法人佐賀県看護協会	(ｱ)　災害時における看護・保健指導、支援に関すること
(11) 一般社団法人佐賀県歯科医師会	(ｱ)　災害時における医療救護活動への協力に関すること (ｲ)　身元確認に対する協力に関すること
(12) 一般社団法人佐賀県薬剤師会	(ｱ)　災害時における医療救護活動への協力に関すること (ｲ)　医薬品の調剤、服薬指導及び医療品の供給・管理に関すること
(13) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	(ｱ)　災害ボランティアに関すること (ｲ)　生活福祉資金の貸付に関すること (ｳ)　県・市町が行う被災者状況調査の協力に関すること
(14) 一般社団法人佐賀県建設業協会	(ｱ)　災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること

9　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機　　関　　名	処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(1) 農業協同組合､農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合	(ｱ)　市、県が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(2) 商工会議所	(ｱ)　市、県が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(3) 水道事業者、水道用水供給事業者	(ｱ)　水道施設、水道用水供給施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること (ｲ)　災害時における給水の確保に関すること

機　関　名	処　理　す　べ　き　事　務　又　は　業　務
(4) 電気通信事業者 (西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱を除く)	(ｱ)　電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること (ｲ)　災害時における通信の確保に関すること
(5) 液化石油ガス（ＬＰガス）事業者	(ｱ)　ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること (ｲ)　災害時におけるガス供給の確保に関すること
(6) 病院等医療施設の管理者	(ｱ)　災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること (ｲ)　被災者に対する医療救護の実施に関すること
(7) 社会福祉施設の管理者	(ｱ)　災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(8) 道路･下水道施設･河川・砂防施設等･治山施設等･農業用用排水施設の各管理者、海岸管理者･施行者	(ｱ)　所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
(9) 危険物施設等の管理者	(ｱ)　災害時における危険物施設、高圧ガス施設、ＬＰガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること
(10) 一般社団法人鹿島藤津地区医師会	(ｱ)　災害時における医療救護活動への協力に関すること
(11)鹿島市社会福祉協議会	(ｱ)　被災生活困窮者に対する資金の融資及び斡旋に関すること (ｲ)　義援金の募集及び配分に関すること
(12) 鹿島ケーブルテレビ（㈱ネット鹿島）	(ｱ)　気象予警報等の周知に関すること (ｲ)　災害情報の周知に関すること
(13) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	(ｱ)　法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること

第３章　鹿島市の概況

第１節　自然的環境

第１項　自然的条件

１　位置・面積

鹿島市は、佐賀県の南西部に位置し、南部一帯は阿蘇火山脈の最北にあたる多良山系が連立し、北は白石町、西は嬉野市、南は長崎県大村市、南東は太良町に隣接し、東は有明海に面し、面積は１１２．１２ｋ㎡である。鹿島市役所は、東経１３０度６分、北緯３３度６分に位置する。

２　地質、地勢

本市の南部に経ヶ岳（1076m）を主峰とする多良岳山脈があり、裾野は放射状の侵食谷が発達している。これらの山間部からの河川によって扇状地が形成され、平野部が有明海に向かって広がっている。また、有明海岸沿いには日本で最も干満の差が大きいとされる広大な干潟が存在している。

３　河川

本市には、塩田川、中川、鹿島川、石木津川などをはじめ２２の河川があり、有明海に注いでいる。

これらの河川は、多良岳の東北山麓に扇状地を造成し、平野部に肥沃な農地を形成している。

急傾斜地崩壊や土砂崩れ、土石流の危険箇所が数多く存在している。

また、土地利用の形態は、耕地２３．５％、山林４８％、宅地５．６％を占めている。

第２項　気候

鹿島市においては、年間を通じ寒暖の差は比較的少なく、年間の平均気温は１５℃前後で温和な気候である。降水量については、山間部が多い影響で、平均で２，３００㎜であるが、梅雨、台風襲来期である６月から９月頃には、一日の降雨量が１００㎜以上に達することがある。特に塩田川は、干潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時が最も危険である。降霜は、１０月頃より見られ、晩霜は４月中頃までである。

【資料編】

○平均気温

○平均降水量

第２節　社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

１　人口

本市の人口、世帯数は、平成２２年国勢調査によると３０，７２０人と１０，０５５世帯となっており、人口は平成１７年の国勢調査から約４％の減少となっている。年齢３区分人口を見てみると、年少人口（０～１４歳）の約１５％に対して、老年人口（６５歳以上）は約２６％となっている。

２　建物

本市の住宅は、平成１５年住宅･土地統計調査によると総家屋数９，８６０棟に対して、木造家屋は、６８％の６，７３０棟ある。国の重要伝統建造物群指定となった浜地区など木造建物が多く、過密化と狭隘道路によって防火地域となっている。

３　交通情勢

国道２０７号が南北に貫き、国道４９８号が嬉野市、国道４４４号が大村市へ続く主要道路となっている。また、県道、市道はそれらの分岐道として、市内を網羅している。（道路延長：国道２９，２２１m、県道３０，８１０m、市道３３５，６１２m）

市街地では、朝夕の通退勤時間帯においての混雑箇所があり、災害時には混乱が憂慮される。

【資料編】

○世帯数、人口の推移

第２編　災害の特性と被害想定

第１章　風水害

第１節　これまでの風水害被害

本市における風水害は、主に大雨や台風による集中豪雨によって引き起こされている。本市が大きな被害を受けたものとしては、昭和３７年７月の豪雨（7・8水害）がある。これは、死者不明者５人、負傷者１４人、家屋浸水が４，６２１戸と甚大な被害をもたらした。それ以降も風水害の被害を数多く受けてきたが、近年は河川改修、排水機場の整備などが進み大きな被害は発生していない。

【資料編】
○鹿島市における風水害の被害状況

第２節　被害想定

この計画の前提は、本市における気象、地勢等の特性によって被る災害（台風、豪雨）を重点として、災害救助法適用程度の災害を想定する。

※　災害救助法施行令第１条（災害救助法の適用の程度）
１　鹿島市の住家の滅失世帯数：５０世帯
２　佐賀県内での被害世帯数が１，０００世帯以上の場合
　　鹿島市の住家の滅失世帯数：２５世帯

第２章　地震・津波

第１節　本市の地域特性

第１項　本市の地形、特性

本市は、佐賀県の南西部に位置し、北を白石町と塩田川をもって境をなし、南東部は太良町に、西部は嬉野市に接し、南部は経ヶ岳（1076m）を主峰とする多良岳山脈の尾根をもって長崎県との境をなし、東部は有明海に面している。

多良岳・経ヶ岳は、緩やかな裾野をもつ「コニーデ式火山」で安山岩・玄武岩の火山岩からなり、裾野は放射状の侵食谷が発達している。また、中央部には有明海にそそぐ塩田川、中川、鹿島川、石木津川などによって形成された扇状地が、平野部では沖積平野が形成され、干拓地も造成されている。

第２項　本市の地盤

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

市内の平野部では、市内を流れる河川の運搬、堆積作用によって形成された沖積平野であり、この地域は軟弱地盤であるため地震が発生した場合は相当な被害が生じるおそれがある。

なお、山間部については多良岳による火山岩等の岩盤で形成されているので、地震による被害は比較的小さいと思われるが、急傾斜地崩壊危険地域が広く分布し、これについては注意が必要である。

第３項　活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約２６０万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

我が国には２，０００以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効果的に実施していくための基礎的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。

県内に存在する断層では、「佐賀平野北縁断層帯」及び「日向峠－小笠木峠断層帯」が主要活断層帯に選定されている。

県内及び周辺において、活動した場合に県内に被害をもたらす可能性のある断層とし

ては、主に図に示す次のものが知られている（番号は図中の番号に対応）。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また、活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

■地震調査研究推進本部の「九州地域の活断層の長期評価（第一版）」における評価対象

○ 詳細な評価の対象とする活断層

主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯

○ 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」（1991年 活断層研究会編）及び「九州の活構造」（1989年 九州活構造研究会編）に掲載されている活断層

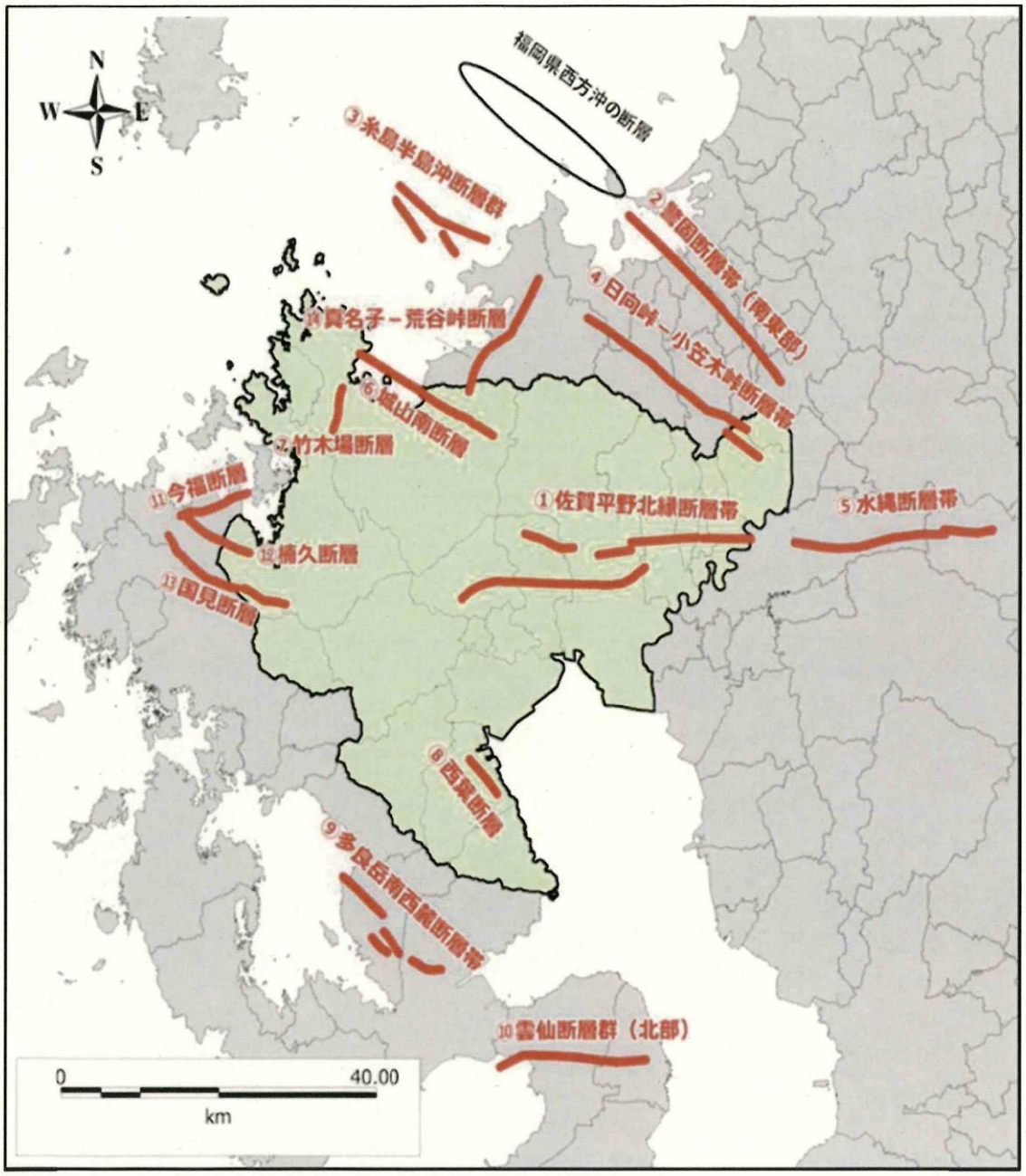
⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

■上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層

⑥城山南断層

【佐賀県地域防災計画より】

【主要な活断層分布図】



出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造
活断層研究会（1991）：新編　日本の活断層－分布図と資料－
長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告
地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について
原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所３号機耐震安全性評価結果（中間報告）

第２節　これまでの地震・津波災害

第１項　地震災害

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去から、たびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

平成２７年までに県内で発生した記録に残る地震では、平成１７年３月２０日（震央福岡県北西沖）に発生した地震により、みやき町で県では初めてとなる震度６弱を観測し、本市においては最大で震度３を観測し、一部の建物において、屋根瓦の落下等の被害がみられた。

また、平成２８年４月１４日には熊本県熊本地方を震源としたＭ６．５の地震が発生し、鹿島市では震度３を観測、２日後の１６日にはＭ７．３の地震が発生し鹿島市では震度４を観測し、一部建物等において屋根瓦の落下等の被害が発生した。

第２項　津波災害

本県において発生した津波災害は、1792 年 5 月 21 日、島原の眉山崩壊によるものが記録されている。

この記録によると、大地震によって眉山が突如崩壊し、3 億立方メートルもの大量の土砂が有明海へ向かって崩れ落ち、この衝撃によって巨大な津波が発生し、死傷者や住家被害が発生したとされている。

平成２２年２月２７日チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した平成１１年４月以来初めて有明・八代海に津波警報が発表された。幸い県沿岸では目立った津波は観測されておらず被害はなかった。

また、平成２３年東北地方太平洋沖地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、県北部には津波注意報が発表され、玄海町の仮屋で２０㎝の津波が観測された。

【資料編】

○佐賀県における地震被害状況

第３節　被害想定

第１項　基本的な考え方

地震・津波災害対策の検討・推進にあたっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震・津波による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、県地域防災計画に基づき地震・津波の被害想定等を設定することとするが、被害想定等の取扱いについては下記の事項に留意する。

○震度分布・浸水想定域については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震・津波を想定したものではなく、また、将来に起こる地震・津波の予測を目的として作成したものではないこと

○被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価に反映させたものではないこと

第２項　想定地震等の設定

１　想定地震の設定

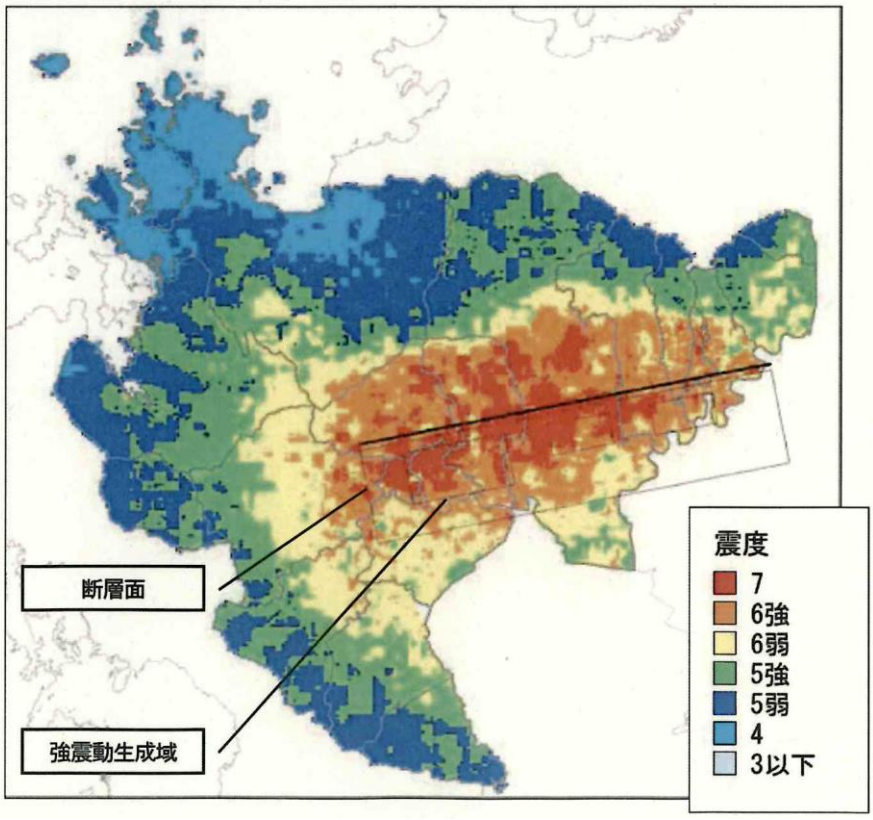
第２章第１節第３項で示した佐賀県内及び周辺地域の活断層について、佐賀県において簡便法により得られた断層別の地震動予測計算結果及び震度６強以上（被害が生じる可能性のある一定程度の大きさの地震動）の範囲と影響度（曝露人口など）を比較し、佐賀県への影響度が大きい下記の５つの活断層（帯）を詳細検討対象に選定されている。

①佐賀平野北縁断層帯　　④日向峠－小笠木峠断層帯　　⑥城山南断層
⑧西葉断層　　⑫楠久断層

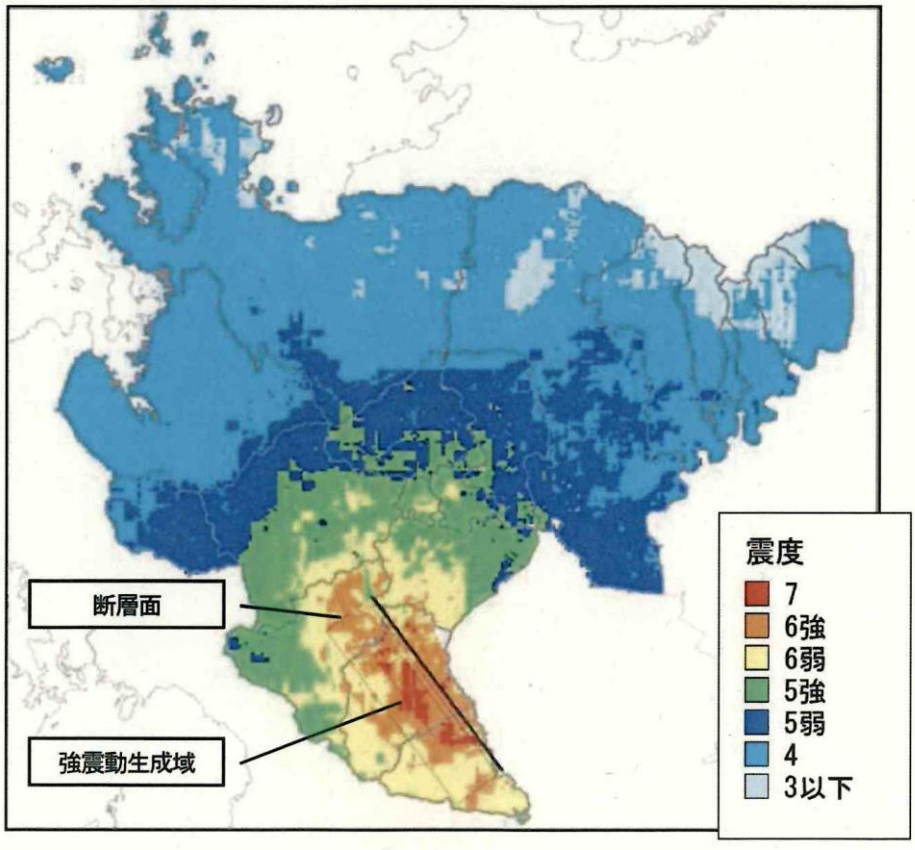
その中でも、本市に震度６強以上の影響をもたらす活断層としては、
①佐賀平野北縁断層帯、⑧西葉断層　と想定される。

【強震動予測図】

≪佐賀平野北縁断層帯（強震動生成域３つ・西側大）による地震≫



≪西葉断層による地震≫



２　想定津波

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成２３年１２月１４日 法律第１２３号）及び「津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.00」（平成２４年１０月 国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室）に則して、本市沿岸に最大クラスの津波を想定し、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び浸水を設定する。

（１）波源の設定

想定する津波の波源については、以下のとおり設定する。

○有明海沿岸

・雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（Ｍｗ＝7.1）

・南海トラフ巨大地震（Ｍｗ＝9.1）

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第２次報告）　津波断層モデル編」（内閣府　平成２４年８月公表）におけるケース５及びケース１１

（２）津波の概要及び浸水想定

波源による津波の予測結果は次のとおりである。

なお、浸水想定図については、単独波源ではなく、有明海側の各波源の予測結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を示している。

潮位：初期潮位は、有明海沿岸海岸保全基本計画に記載されている朔望平均満潮位を採用し、有明海：TP2.72ｍに設定した。また、河川内の水位については、平水流量又は沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位にした。

堤防：耐震性の技術的評価がなされていない堤防については、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の 75%が沈下するものとした。

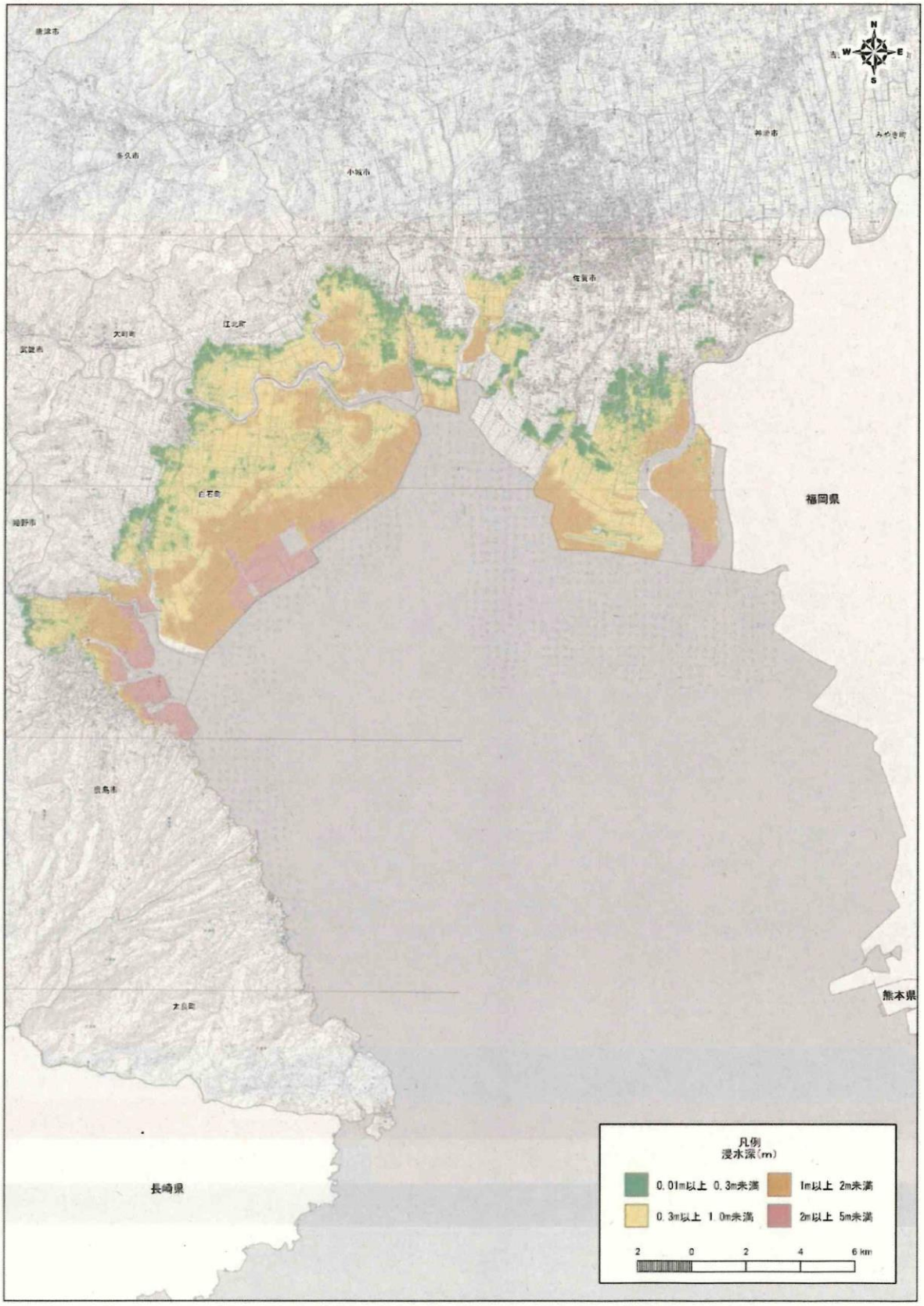
【市町毎の想定最大津波高等】



松浦沿岸	想定最大津波高			最大津波到達時間 ((3)の到達時間) (4)
	最大津波波高 (1)	潮位(TP) (2)	最大津波高(TP) (3)=(1)+(2)	
唐津市	2.18m	1.22m	3.4m	68分
玄海町	1.38m	1.22m	2.6m	88分
伊万里市	0.98m	1.22m	2.2m	167分

有明海沿岸	想定最大津波高			最大津波到達時間 ((3)の到達時間) (4)
	最大津波波高 (1)	潮位(TP) (2)	最大津波高(TP) (3)=(1)+(2)	
佐賀市	0.48m	2.72m	3.2m	286分
小城市	0.38m	2.72m	3.1m	290分
白石町	0.48m	2.72m	3.2m	289分
鹿島市	0.48m	2.72m	3.2m	299分
太良町	0.78m	2.72m	3.5m	48分

【浸水想定図（有明海）】



※ 有明海沿岸については、太良町の一部を除いて、海岸堤防からの直接の浸水箇所はほとんどなく、浸水箇所の多くは河川堤防の沈下による流入となっている。これは、「津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 00」による堤防沈下条件（耐震性の技術的評価がなされていなければ、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下する）に起因するものである。

第３項　被害の想定

１　地震災害

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議　南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて県が行った調査結果をもとに整理する。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の３つの被害シーンで実施したものである。

・冬　深夜　　大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
・夏　昼 12 時　　大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
・冬　夕 18 時　　火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

佐賀県地震被害等予測調査結果に基づき、県が示した本市の地震被害の予測結果は次のとおりである。

地震の被害想定結果一覧表：鹿島市（佐賀県の資料より抜粋）

震源断層 / 季節・時間 / 被害項目			佐賀平野北縁断層帯 ケース3			西葉断層		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	建物棟数（棟）		20,000			20,000		
	全壊・焼失棟数（棟）		約150	約150	約150	約2,700	約2,700	約2,800
	全壊・焼失率（%）		1	1	1	13	14	14
	半壊棟数（棟）		約1,400			約4,400		
	半壊率（%）		7			22		
人的被害	滞留人口（人）		31,000	29,000	30,000	31,000	29,000	30,000
	死者数（人）		約10	*	約10	約170	約80	約130
	死者率（%）		0.0	0.0	0.0	0.5	0.3	0.4
	負傷者数（人）		約200	約110	約140	約940	約600	約690
	負傷者率（%）		0.7	0.4	0.5	3.1	2.0	2.3
	自力脱出困難者数（人）		約20	約10	約10	約320	約170	約220
	自力脱出困難者率（%）		0.1	0.0	0.0	1.0	0.6	0.7
ライフライン被害 <被災直後>	電力	電灯軒数（軒）	約13,000			約13,000		
		停電軒数（軒）	約20	約20	約20	約330	約350	約380
		停電率（%）	0	0	0	3	3	3
	上水道	給水人口（人）	29,000			29,000		
		断水人口（人）	約12,000	約12,000	約12,000	約23,000	約23,000	約23,000
		断水率（%）	40	40	40	79	79	79
	下水道	処理人口（人）	9,600			9,600		
		機能支障人口（人）	約90	約90	約90	約590	約600	約620
		機能支障率（%）	1	1	1	6	6	6
	固定電話	回線数（回線）	6,900			6,900		
		不通回線数（回線）	約20	約20	約20	約340	約360	約390
		不通回線率（%）	0	0	0	5	5	6
	携帯電話	停波基地局率（%）	0	0	0	0	0	0
		不通ランク	E	E	E	E	E	E
	都市ガス	復旧対象需要家数（戸）	－	－	－	－	－	－
		供給停止戸数（戸）	－	－	－	－	－	－
		供給停止率（%）	－	－	－	－	－	－
	LPガス	復旧対象消費者戸数（戸）	約11,000	約11,000	約11,000	約7,900	約7,800	約7,800
		供給停止戸数（戸）	約320	約320	約320	約690	約690	約690
		供給停止率（%）	3	3	3	9	9	9
生活支障 <被災1週間後>	避難者	夜間人口（人）	31,000			31,000		
		避難者数（人）	約2,300	約2,300	約2,300	約8,800	約8,900	約8,900
		うち避難所（人）	約1,100	約1,100	約1,100	約4,400	約4,400	約4,500
		避難者率（%）	7	7	7	29	29	29
	物資	食料（食/日）	約4,100	約4,100	約4,100	約16,000	約16,000	約16,000
		飲料水（ℓ/日）	約21,000	約21,000	約21,000	約52,000	約52,000	約52,000
		毛布（枚）	約510	約510	約510	約5,000	約5,000	約5,100
災害廃棄物	災害廃棄物（万m3）		*	*	*	約20	約20	約20

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもってみる必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。
・1,000未満　：　1の位を四捨五入
・1,000以上10,000未満　：　10の位を四捨五入
・10,000以上　：　100の位を四捨五入

（注2）＊：わずか
―：被害なし、対象外
0：小数点以下は四捨五入して表現
E：携帯電話不通ランクE＝停電率・不通回線率のいずれも20%未満

２　津波災害

有明海における津波の被害想定は、波源位置が佐賀県に距離的に近い雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動による地震を波源として設定し、主に中央防災会議　南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行っている。

ただし、有明海側の人的被害（死者・負傷者）については、浸水想定における河川堤防の沈下に係る条件設定に起因し、地震発生直後から（津波到達よりも前に）堤内側に浸水する現象が多く発生する一方、津波による直接の浸水ではないことから、内閣府の大規模水害の被害想定等を参考に、手法を一部改良したものである。

被害想定は、時間帯別の滞留人口の違いを考慮し、次の３つの被害シーンで実施したものである。

・深夜　　人口のほとんどが住宅にいるケース
・昼 12 時　　人口が事務所・学校に移動しているケース
・夕 18 時　　上記２つの中間時間帯のケース

夏季の海水浴客については全ての海水浴場の入込客数データが揃っていないため考慮しないこととしたこと、火災の被害（火気の使用）は津波被害には影響しないことなどから、津波の被害想定に当たっては、地震の被害想定とは異なり夏と冬との季節区分は設定していない。

一方で、発災の時間帯に起因する被害の増減の要因として、夜間における避難開始の遅れや避難速度の低下については考慮されている。

また、人的被害については、避難の開始時期によっても変わってくることから、次の①～②）の４ケースを想定して検討したものである。

【避難の有無、避難開始時期の設定（中央防災会議）】

	避難行動別の比率		
	避難する		切迫避難あるいは避難しない
	すぐに避難する(直接避難)	避難するがすぐには避難しない(用事後避難)	
① 早期避難者比率が低い場合	20%	50%	30%
② 早期避難者比率が高い場合	70%	20%	10%
③ 早期避難者比率が高い場合(避難呼びかけ)	70%	30%	0%
④ 全員が発災後すぐに避難を開始した場合	100%	0%	0%

津波の被害想定の結果一覧表

			玄界灘			有明海		
			西山断層帯			雲仙地溝帯 南縁東部断層帯と西部断層帯 の連動地震		
			深夜	12時	18時	深夜	12時	18時
建物被害		建物棟数（棟）	116,000			226,000		
		全壊（棟）	約30			約210		
		半壊（棟）	約590			約6,900		
		計（全半壊）（棟）	約620			約7,100		
		全半壊率（%）	0.5			3.1		
人的被害	早期避難者比率が低い場合	滞留人口（人）	190,000	190,000	190,000	387,000	397,000	393,000
		死者（人）	約30	約30	約30	約260	約180	約210
		負傷者（人）	約340	約340	約330	約2,600	約1,800	約2,000
		死者率（%）	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
		負傷者率（%）	0.2	0.2	0.2	0.7	0.5	0.5
	早期避難者比率が高い場合	滞留人口（人）	190,000	190,000	190,000	387,000	397,000	393,000
		死者（人）	約20	約20	約20	約90	約60	約70
		負傷者（人）	約230	約240	約240	約1,500	約970	約1,100
		死者率（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		負傷者率（%）	0.1	0.1	0.1	0.4	0.2	0.3
	早期避難者比率が高い場合＋避難呼びかけ	滞留人口（人）	190,000	190,000	190,000	387,000	397,000	393,000
		死者（人）	約10	約10	約10	約10	約10	約10
		負傷者（人）	約180	約200	約190	約1,100	約630	約770
		死者率（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		負傷者率（%）	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2
	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	滞留人口（人）	190,000	190,000	190,000	387,000	397,000	393,000
		死者（人）	約10	約10	約10	約10	約10	約10
		負傷者（人）	約170	約190	約190	約980	約560	約690
		死者率（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		負傷者率（%）	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	0.2
災害廃棄物等		災害廃棄物（m³）	約2,800			約16,000		
		津波堆積物（m³）	約229,000 ～ 約366,000			約2,823,000 ～ 約4,516,000		
		計（m³）	約232,000 ～ 約369,000			約2,839,000 ～ 約4,532,000		

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。
・1,000未満 ： 1の位を四捨五入　・1,000以上10,000未満 ： 10の位を四捨五入
・10,000以上 ： 100の位を四捨五入

第３章　原子力災害

第１節　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害対策指針において示された目安や設定の考え方を踏まえ、佐賀県においては次のとおり、区域の指定がなされ、本市はＵＰＺ区域外の地域とされた。

【予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）】
玄海原子力発電所から半径５ｋｍの円内を含む地域（玄海町と唐津市の一部の地域）

【緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）】
玄海原子力発電所から半径３０ｋｍの円内を含む地域（玄海町、唐津市、伊万里市全域）

なお、ＵＰＺ区域外の「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域（ＰＰＡ）」導入については、原子力災害対策指針において今後の検討課題とされている。

①玄海原子力発電所からの直線距離

庁　舎	南南東	５１．９ｋｍ
森区と嬉野市との市境（塩田川堤防）	南南東	４８．６ｋｍ
経ヶ岳山頂	南南東	６２．９ｋｍ
江福区と太良町との市境（国道２０７号）	南東	６０．２ｋｍ

②川内原子力発電所からの直線距離

庁　舎	北	１４１．８ｋｍ

第２節　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

施設の状況等を以下の３つの緊急事態区分に区分し、これに該当した場合に、各地域でどのような防護措置を採るか定めたもの。

緊急事態区分		ＰＡＺ内	PAZ 外・UPZ 内	ＵＰＺ外
警戒事態	警戒事象	要配慮者の避難準備		要配慮者の避難準備への協力
施設敷地緊急事態	原災法 10 条	要配慮者の避難 避難準備 安定ヨウ素剤服用準備	屋内退避準備	要配慮者の受入 避難準備への協力
全面緊急事態	原災法 15 条	避難 安定ヨウ素剤服用	屋内退避 安定ヨウ素剤服用準備 避難等の準備	避難の受入 避難等への協力 安定ヨウ素剤服用準備

第３節　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

全面緊急事態に至った後、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量等を設定するとともに、各数値に該当した際の主な防護措置を定めたもの。

区分		基準	防護措置の概要
避難	ＯＩＬ１	空間線量 500μSv/h	避難等
一時移転	ＯＩＬ２	空間線量 20μSv/h	地域生産物の摂取を制限 １週間程度内に一時移転
体表面除染	ＯＩＬ４	体表面でβ線 40,000cpm （１ヶ月後、13,000cpm へ切替）	体表面の除染
飲食物 摂取制限	飲食物に係るｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ基準	空間線量 0.5μSv/h	ＯＩＬ６の測定を実施する地域を特定
	ＯＩＬ６	(例)飲料水：放射性ヨウ素 300Bq/kg　等	飲食物の摂取制限

第４節　被害想定

原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、県の指導・助言を得ながら災害想定の検討に努める。

第４章　その他の災害

１　その他災害の種類

前章で掲げた「風水害」、「地震」以外の災害としては、下記の災害を考慮する。

（１）大規模火災
（２）林野火災
（３）竜巻災害
（４）海上災害
（５）鉄道災害
（６）航空災害

２　上記に掲げる「その他の災害対策」についても、次編以降に記述する対策等に準じた適切で必要な措置を講じる。

第３編 災害予防対策計画

第１章　安全・安心なまちづくり

市、県、国及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第１節　地域保全施設の整備

（総務課、企画財政課、都市建設課、環境下水道課、農林水産課、水道課、生涯学習課、各施設管理者）

第１項　地盤災害防止施設等の整備

１　治山施設の点検・周知等

（１）山地災害危険個所の点検

市、県は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

（２）山地災害危険箇所の周知等

市は、山地災害危険箇所について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

２　砂防施設の点検・周知等

（１）砂防指定地の点検

市は、県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

（２）土石流危険渓流の周知等

市は、土石流発生の危険性が高い渓流について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

３　地すべり防止施設の点検・周知等

（１）地すべり防止区域の点検

市は、県と共同して、地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。

（２）地すべり防止区域の周知等

市は、地すべり防止区域について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

4　急傾斜地崩壊防止施設の整備

（1）急傾斜地崩壊防止事業の推進

市及び県は、豪雨・暴風雨等及び地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

（2）急傾斜地崩壊危険区域の点検

市は、県と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

（3）急傾斜地崩壊危険区域の周知等

市は、急傾斜地崩壊危険区域について、県と連携し地域住民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

5　土砂災害のソフト対策

（1）土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害による住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずるものとする。

① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限(許可制)

② 建築基準法に基づく建築物の構造規制

③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

④ 勧告による移転者への融資及び資金の確保

（2）土砂災害警戒情報等の提供

県は一斉指令システム等により次の情報を市へ伝達する。

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社ＮＴＴドコモが提供するエリアメール、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）などあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

① 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

② 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

（3）警戒避難体制の整備

県は、インターネット等により、雨量、土砂災害危険度情報、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等情報の提供を行う。

市長は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、

予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定めるものとする。

6　災害危険住宅等の移転対策の推進

（１）災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる区域について、市町の意見を聞いたうえで、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３９条に基づく建築基準法施行条例（昭和４６年条例第２５号）により、災害危険区域の指定を行うものとする。

（２）災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅の用に供する建築物の建築を原則として禁止するとともに、居室を有する建築物（住宅の用に供するものを除く。）の建築は、原則として鉄筋コンクリート造またはこれに準ずるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止に努めるものとする。

（３）災害危険区域内の危険住宅の移転等

① 県又は市は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第３９条の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和４７年法律第１３２号))

② 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。(地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和４９年条例第４号))

7　地盤沈下防止等対策の推進

市、県、国は、地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地盤沈下、地下水位等の状況の観測又は調査を行うとともに、適切な地下水の採取について連携をとりつつ指導する。

8　地盤の液状化対策の推進

市、県等の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、住民への適切な情報提供等を図る。

【資料編】

○急傾斜地崩壊危険箇所

○土石流危険渓流箇所

○地すべり危険箇所

第２項　河川、クリーク、海岸、下水道及びため池施設の整備

１　河川関係施設の整備

（１）河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、当面の目標として、中規模の洪水（概ね３０年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できるよう、大河川の整備を推進し、及び時間雨量６０ｍｍの降雨による洪水に対応できるよう、中小河川の整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の災害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による災害に対する安全性の確保に努める。

（２）水門等の管理

河川管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止及び地震等に起因する二次災害の防止に努める。

２　浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法、要配慮者利用施設等の指定

浸水想定区域の指定があったときは､｢避難勧告等の判断･伝達マニュアル｣において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する要配慮者利用施設で洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要なものについて、その施設の名称及び所在地を「地域防災計画　資料編」に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、｢避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

浸水想定区域をその区域に含む市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

３　クリークの整備

（１）クリークの整備の推進

クリークの管理者は、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しているため、防災機能の強化・保全のために護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を推進する。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、災害に対する安全性を確保するため、護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を実施するなどその適切な管理に努め

る。

（２）水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで予備排水操作をするものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

4　海岸施設の整備

（１）海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、既往最大規模等の高潮、波浪等に対応できるよう、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握した上で、適正な維持管理を行うよう努める。

（２）水門等の管理

海岸管理者は、洪水・高潮・津波等の発生が予想される場合には、操作規則に従い速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、後背地における溢水等の防止に努める。

5　下水道施設の整備

下水道管理者は、市街地の浸水防除のため、雨水幹線水路及び排水機場等の整備を促進する。

雨水幹線水路、排水機場等の風水害及び地震に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施するとともに、降雨により市街地の浸水が予想される場合には、操作規則に従い速やかに操作するものとする。

また、日常の巡視及び点検を実施するとともに、地震後には速やかに点検するものとする。

6　ため池施設の整備

（１）ため池の整備の推進

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

（２）ため池の危険度の周知等

ため池の管理者は、堤防決壊時の危険区域について地域住民に周知するとともに、災害時の連絡体制の整備に努める。

【資料編】

○河川、海岸危険箇所

○水防警戒を要するため池一覧

○浸水想定区域指定河川

○排水機場一覧表

第２節　公共施設、交通施設等の整備

（総務課、都市建設課、福祉事務所、教育総務課、生涯学習課、各施設管理者）

第１項　公共施設等

市、消防機関、県、県警察、国は、災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努める。

また、災害対策の中枢となる各庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに病院など、災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

主要な道路、港湾、空港等の交通施設についても、当該施設の管理者は、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

１　構造物・施設等の耐震設計の基本方針

（１）供用期間中に１～２程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。

（２）直下型地震または海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。

（３）構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

① 一旦被災した場合に生じる機能支障が､災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

② 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼす恐れがあるもの

③ 多数の人々を収容する建築物等

（４）構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

２　公共施設等の耐震性の確保

市、消防機関、県、県警察、国は、昭和５６年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、防災上の重要度を考慮し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

≪防災上重要な施設≫

施　設　の　分　類	施　　設　　の　　名　　称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、各地区公民館、消防署、警察署
救護活動施設	消防関係施設、保健センター、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設、各地区体育館など
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設など

第２項　交通・通信施設

主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等の整備にあったっては、各施設等の耐震化を図る。あわせて、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、道路と鉄道が近接する区間においては、落石等により災害が発生した場合は、必要に応じ、関係機関に情報を速やかに提供し共有化を図る。

１　道路

市道、県道、国道の各道路管理者は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進するとともに、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

≪特に重点とする施設≫

（１）橋梁及び横断歩道橋
（２）トンネル
（３）信号機
（４）落石等通行危険箇所対策

２　鉄道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、法面改良等を図る。また、橋梁、トンネル、その他の構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める。

さらに、大規模地震においても列車の安全が確保できるよう、必要に応じて耐震性の

強化を推進する。災害時における中核的な役割を果たすターミナル駅にあっては、駅耐震の整備に努める。

3　港湾・漁港

港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。

4　臨時ヘリポート

市、県は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

【資料編】

○災害時道路不通予想路線

○ヘリポート一覧

第３節　ライフライン施設等の機能の確保

（水道課、環境下水道課、**各施設管理者**）

上下水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、浸水防止対策等風水害に対する施設の安全性の確保、耐震点検の実施、耐震化、液状化対策、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、災害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

第１項　水道施設

１　水道施設の安全性の強化・耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

また、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

≪重要度の高い基幹施設≫

○浄水場、配水池の構造物

○主な管路

≪防災上重要な施設≫

○医療機関、社会福祉施設等

２　水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

（１）耐震性の高い管材料の採用

（２）伸縮可能継手の採用

３　断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

４　資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

第２項　下水道施設

１　下水道施設の安全性の強化・耐震化

下水道管理者は、風水害時においても下水道による汚水処理機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。

また、下水道施設の耐震対策指針と解説（社団法人日本下水道協会）などに基づき下水道施設の耐震設計を行い、ポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

２　下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

３　資機材、図面の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

第３項　電力施設等の整備

１　電力設備の災害予防措置・耐震化

九州電力株式会社は、災害対策基本法第３９条に基づき定めた「九州電力株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置及び耐震対策を実施する。

２　電気工作物の巡視，点検，調査等

（１）九州電力株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため，定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。

（２）九州電力株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか，漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

第４項　電気通信設備等の整備

１　電気通信設備等の高信頼化・耐震化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を

未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。
（１）豪雨又は洪水、高潮等のおそれがある地域においては、耐水構造化を実施する。
（２）暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。
（３）津波のおそれがある地域にある電気通信設備等については、耐水構造化を実施する。
（４）地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。

２　電気通信システムの高信頼化・耐震化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。
（１）主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
（２）基幹的設備を分散設置する。
（３）通信ケーブルの地中化を促進する。
（４）主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
（５）重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２重ルート化を推進する。

第５項　液化石油ガス設備等

１　液化石油ガス設備等の安全性・耐震性の強化

液化石油ガス事業者等は、関係法令等に基づき、設備の風水害に対する安全性及び耐震性の強化に努める。

２　液化石油ガス施設等の巡視、点検及び検査

液化石油ガス事業者等は、設備を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、事故を未然に防止するため、定期的に巡視、点検及び検査を実施する。

３　災害防止のための体制の確立

（１）要員の確保等

液化石油ガス事業者等は、設備の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、あらかじめ緊急措置及び復旧活動のための組織体制、要員の確保体制等の整備を図る。

（２）連絡体制の整備

液化石油ガス事業者等は、事業所内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を職員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況等連絡票、需要家名簿等を整備する。

（３）関連工事会社等との協力体制の確立

液化石油ガス事業者等は、あらかじめ関連の工事会社等との間で、災害防止のための人員及び資機材の提供に関する協力体制を確立する。

（４）教育訓練

液化石油ガス事業者等は、災害時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順などについて必要な職員教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

（５）資機材等の整備

液化石油ガス事業者等は、災害時の被害を最小限にするための応急措置・早期復旧を行うのに必要な資機材・図面を備えておくとともに、復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査しておく。

第６項　廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第７項　バックアップ対策の促進

市及び県は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようＩＣＴ部門の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第４節　建物等の風水害に対する安全性の強化及び耐震性の確保

（総務課・都市建設課）

１　特定建築物

劇場、百貨店、旅館等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成８年法律第１２３号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとし、市、県及び国は、その指導に当たる。

２　一般建築物

市、県は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努めるとともに、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板などの整備を促進するよう努める。

また、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

３　落下物

市、県は、建築物の所有者に対し、強風による窓ガラス、看板等の落下物防止対策の取組を指導するとともに、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀や家具等の転倒を防止するため、施行関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導等を徹底するとともに､所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等､啓発を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

４　文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の文化財等及びこれらを収容する博物館・資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、補強修理、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

≪実施方法≫

指定文化財等については､その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので､所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。

【資料編】

○国、県、市指定文化財一覧

第５節　危険物施設等の保安の強化

（消防機関）

第１項　施設の保全、耐震化及び保安体制の整備

危険物施設の各事業所は、関係法律、技術基準、取締法等を遵守するとともに、県等の指導のもと危険防止、安全管理に努め、災害予防に万全を期する。

第２項　保安指導等の強化、体制整備

消防署は、下記の事項を行う。

・消防法の規定に基づいた危険物施設の設置等の審査及び立入検査
・消防法の規定に基づいた指導監督
・危険物の性質及び数量の把握と消防体制の強化

【資料編】

○危険物施設一覧表

第６節　都市の防災構造の強化

（都市建設課）

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

第１項　防災空間、防災拠点の体系的整備

市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び住民の避難地を体系的に整備する。

１　防災ブロックの形成

住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

２　住民の避難路の確保

住民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

３　防火対策の推進

市街地における大規模火災を防止するため、防火地域・準防火地域の指定、及び既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

【資料編】

○消火栓一覧表

○防火水槽一覧表

第２項　都市の再開発の促進

１　土地区画整理事業の推進

安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

２　市街地再開発事業等の推進

既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

第２章　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第１節　情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

市及び防災関係機関は、風水害及び地震等による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、住民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、市及び防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第１項　情報の収集、連絡・伝達体制の整備

１　関係機関相互の連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

２　多様な情報収集手段の整備等

市及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

さらに、県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定めるものとする。

３　被災者等に対する情報伝達体制の整備等

市及び防災関係機関は、気象、海象、水位、地震等に関する情報及び被災者に対する

生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

4　観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

市及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実に努めるとともに、防災情報システム等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努める。

5　市における体制の整備

（1）市防災行政無線の充実・強化

防災情報伝達のもっとも有力な手段である防災行政無線について、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、施設・設備の機能充実・強化・管理に万全を期すとともに、災害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

また、常に防災情報等の通信に支障を来たさないよう、災害用発電装置を整備し、点検補修等の管理を行う。

なお、市職員に対して、無線従事資格の取得を奨励し、無線従事者の確保を図る。

（2）防災情報体制の強化

防災情報、災害情報等を住民等へ迅速に提供するため、ケーブルテレビや携帯メール、市ホームページ等を活用できる体制を構築しておくものとする。

また、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、臨時災害放送局の活用が有効であるため、災害ＦＭの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、防災関係機関と連携して、住民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

【資料編】

○防災情報連絡系統図
○佐賀県地震情報ネットワークシステム図
○通信系統図
○市防災行政無線系統図
○防災行政無線一覧
○屋外拡声子局一覧
○防災情報の入手

第２項　情報の分析整理

市及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

第３項　電気通信事業者による体制等

１　電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水構造化等通信設備の被災対策を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進する。

また、電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

２　電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

市及び県は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進を図る。

３　災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市及び県は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

また、災害時において西日本電信電話株式会社が「災害用伝言ダイヤル」の運用を開始した場合における広報体制について、市及び県は西日本電信電話株式会社と協議しておく。

≪災害用伝言サービス≫

○西日本電信電話株式会社

・災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

・災害用伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む）から電話番号をキーとして閲覧、

追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

・災害用伝言板

携帯電話のインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

第４項　非常通信体制の整備

１　非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

市及び防災関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）を図ることとなっている。

２　非常通信の普及・啓発

防災関係機関に対し、風水害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第２節　防災活動体制の整備

第１項　職員の体制

１　市職員等の参集体制の整備

（１）参集体制の整備

市及び防災関係機関は、あらかじめ防災対策の推進のための、配備体制や職員の参集基準を明確にし、初動体制を確立する。

（２）連絡手段の整備

市の幹部職員・防災関係職員等は、常時携帯電話を携行し、気象警報等の情報収集に努める。

（３）災害時の職員の役割の徹底

災害時の各対策部及び各班が実施すべき業務について、「鹿島市災害対策本部条例（昭和３８年条例第３４号)」、「鹿島市災害対策本部規程（昭和３８年訓令第２号)」、「鹿島市地域防災計画」等に記載されている内容の周知徹底を図る。

２　応急活動マニュアル等の作成

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

また、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

３　人材の育成・確保

市及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

また、市は発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ検討するものとする。

第２項　防災中枢機能等の確保、充実

１　災害対策本部等

市及び消防機関は、防災活動の中枢機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等（第２庁舎含む）の施設について、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害、地震等の災害に対する安全性の確保を図る。

２　食料等の確保

市及び消防機関は、災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも３日間の連続した業務が予想されるため、平常時より職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

他の防災関係機関もこれに準じるように努める。

３　非常用電源の確保

市及び消防機関は、災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、非常用電源施設、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

４　非常用通信手段の確保

市及び消防機関は、災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図るものとする。

他の防災関係機関もこれに準じるように努める。

第３項　防災拠点の整備

災害時において、地域内の災害応急活動の現地拠点とするため、少なくとも１箇所以上の防災拠点の整備を図る。

≪主な機能≫

○緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
○地域の防災活動のためのオープンスペース
○ヘリポート機能
○情報通信機能

第４項　コミュニティ防災拠点の整備

住民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、住民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

≪主な機能≫

○避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
○避難場所としての広場
○情報通信機器

第５項　災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

第６項　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定

市及び県は、災害時に迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、災害時の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第７項　災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

市、県及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

第８項　救援活動拠点の確保

市及び県は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

第９項　緊急時モニタリング実施体制の整備

市は、原子力災害時、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うため、要員の確保など、協力体制を整備する。

また、県と緊急時モニタリングに関して平常時から緊密な連携を図る。

第３節　広域防災体制の強化

各防災関係機関は、あらゆる災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、相互応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが円滑に実施できるよう情報伝達方法、受入窓口、指揮命令系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

第１項　市町村間の相互応援

市は、県内及び県外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

また、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置づけるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は必要な調整を行う。

【資料編】

○災害時相互応援協定都市一覧

○消防相互応援協定都市一覧（消防組織法第３９条）

第２項　防災関係機関等との相互協力

市は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

【資料編】

○指定地方行政機関との応援協定状況一覧

○民間団体との応援協定状況一覧

第３項　相互協力協定等の締結促進

防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

第４項　受援計画等の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・

受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

第４節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第１項　浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保

1　各水防管理者は、管轄区域内の河川、海岸ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、市の地域防災計画に定めておくものとする。

市、県は、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、不足する場合に備え、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・内水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

2　浸水想定区域の公表

（１）洪水

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長へ通知するものとする。

（２）内水

市、県は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水想定時間等を公表するとともに、県知事にあっては市長に通知するものとする。

（３）高潮

県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知するものとする。

3　民間事業者との協力

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

第２項　土砂災害の発生、拡大防止

市、県は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。

また、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表するものとし、そのための体制を整備しておくものとする。

１　土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

２　土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

【資料編】

○防災関係資機材の備蓄状況

第５節　救助、医療、救急活動体制の整備
（総務課、福祉課、保険健康課、医療機関、消防署）

第１項　救助活動体制の整備

市は、消防署、警察署及び自衛隊と連携を図るとともに、救助・救護用資機材の拡充整備に努め、災害時にその機能が有効に運用できるよう点検整備を実施する。

また、消防団員には、初期の救助活動が円滑に行えるように、消防署等が行う普通救急救命講習を積極的に受講させる。

第２項　医療活動体制の整備

市は、消防署と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

また、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

【資料編】

○市内医療機関一覧

第３項　救急活動体制の整備

市は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

また、消防署は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

【資料編】

○高規格救急自動車の配備状況、救急救命士の状況

第６節　緊急輸送活動

（総務課、都市建設課、道路管理者、県警察）

第１項　緊急輸送ネットワークの指定及び輸送機能の強化

（１）　輸送拠点の指定（県指定）

被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点として、次の施設が指定されている。

≪輸送拠点≫

佐賀県消防学校	佐賀市
佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館	
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀県競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型屋内多目的広場「みゆきドーム」	嬉野市

※使用に当たっては、国土交通省九州運輸局が作成している「民間物資拠点リスト」に掲載されている施設を優先的に使用する。（民間企業のノウハウを活用し、輸送することがスムーズになるため）

（２）　輸送施設の指定（県指定）

災害時に救援物資、応急復旧資材、人員の輸送基地として、次の施設が指定されている。

≪輸送施設≫

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港
航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港

（３）　緊急輸送道路の指定・整備

災害時において、道路は、緊急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担っていることから、輸送拠点、海上輸送施設及び航空輸送施設に配慮し、緊急輸送道路を指定し、その整備に努める。また、緊急輸送道路の指定については、県と調整を行い、緊急輸送道路ネットワークとの整合性を図る。

ア　第１次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

イ　第２次緊急輸送道路

第１次道路とネットワークを構成し、市町庁舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路。

（４）　運送業者等との連携

市及び県は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における輸送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として輸送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、市及び県は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

【資料編】

○緊急輸送道路一覧

第２項　道路輸送の確保

（１）　道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の安全性の確保に努める。

（２）　関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、民間団体等と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

第７節　避難及び情報提供活動
（総務課、教育委員会、各施設管理者）

第１項　避難計画

市は、住民の人命の安全を第一に、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの支援体制の整備に努める。

（１）　避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成

市は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）（平成２６年５月）」及び「佐賀県津波避難計画策定指針（平成２２年３月）」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアル・計画を整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

（２）　避難場所及び避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、市が県有施設を避難場所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

なお、市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、必要に応じて、避難路・避難階段の整備、周知に努め、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう安全性の確保を図るものとする。

①　指定緊急避難場所

ア　指定基準

被災が想定されない安全地域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難

者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、災害種別ごとに指定する。

② 指定避難所

ア 指定基準

a 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

b 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

c 避難者１人当たり概ね２㎡以上確保できる施設であること。

イ 機能の強化

市は、あらかじめ指定した避難場所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

また、避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・市町において整備するものとする。

a 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

b 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい)、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

d 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

e 飲料水の給水体制の整備

f 支援者等の駐車スペースの確保

（３） 避難路及び誘導体制

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、緊急避難場所に通じる避難路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

ア　避難行動要支援者の実態把握

イ　避難路の整備及び選定

ウ　避難所の受入環境

エ　避難誘導責任者及び援助者の選定

さらに、避難誘導にあたっては、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（４）　避難所の管理運営

市は、避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。

（５）　避難所生活上必要となる基本的事項

ア　情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や応急仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ　飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ　保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ　プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ　高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供

や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

カ　在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報等を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、災害により孤立する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

キ　居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

ク　車中泊者等への対応

市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等を含め、体制を検討する。

（６）　市外からの避難者の受入体制

原子力災害などにより、市外から避難者を受け入れるため、学校や公民館等の公共的施設を対象に、施設の管理者から同意を得て、あらかじめ避難所を指定しておくものとする。

なお、指定した避難所や避難方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

【資料編】

○指定緊急避難場所一覧

○指定避難所一覧

第２項　学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

（１）　学校等

ア　避難計画等の整備

学校等の管理者は、災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

イ　教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

（２）　病院等

ア　避難計画等の整備

病院等の管理者は、災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

イ　教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

（３）　社会福祉施設

ア　避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ　教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

（４）　不特定多数の者が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

（５）　市及び県による指導等の充実

市及び県は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第３項　応急住宅

（１）　建設資材の調達

市及び県は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

（２）　応急仮設住宅の建設場所

災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市は平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

（３）　公営住宅等への収容

市及び県は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

（４）　民間賃貸住宅の活用

市及び県は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

第４項　被災者支援体制の整備

市及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

第８節　避難行動要支援者対策の強化
（総務課、福祉課、保険健康課、消防機関、福祉施設管理者）

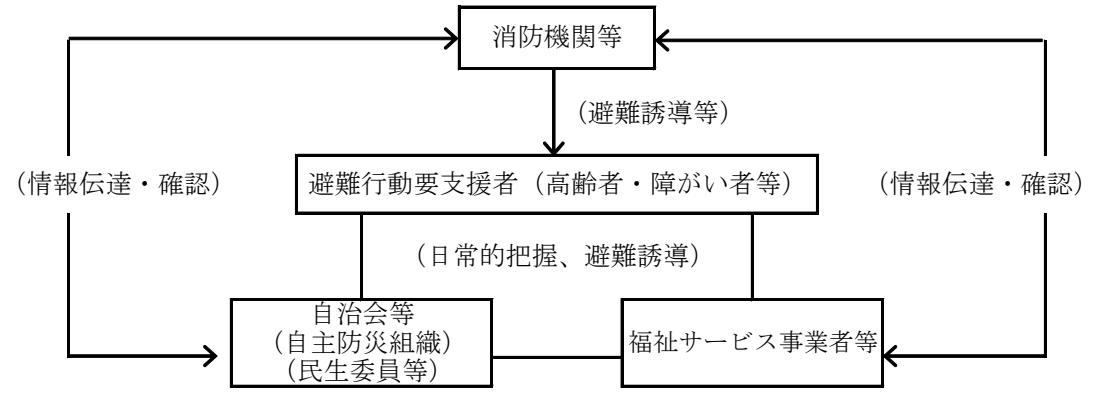
避難行動要支援者は、災害時の避難などに困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられることから、平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など、これら要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

第１項　地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

（１）地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、風水害及び地震災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市は、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努める。

【地域安心システムのイメージ】



（２）避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

①　避難行動要支援者名簿の作成

防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア　名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する範囲は、次に該当するものとする。

・要介護認定を受けている者
・身体障害者１・２級（総合等級）の者で第１種を所持する身体障害者
（心臓・肝臓機能障害のみで該当する者は除く）
・療育手帳Ａを所持する知的障害者
・精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
・市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者
・上記以外で市等が支援の必要を認めた者

イ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

なお、名簿作成に必要な個人情報の入手については、市関係課及び県、杵藤広域圏一部事務組合の関係機関より、必要最小限の情報を入手する。

ウ　名簿の更新

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

エ　事前の名簿情報の外部提供

避難支援等に携わる自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、警察署、鹿島市社会福祉協議会（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

なお、避難行動要支援者名簿の提供の準備が整う間、「災害時要援護者台帳」を継続して使用することとする。

オ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、施錠可能な場所で保管するなど、守秘義務が課せられていることを十分に認識して保管すること。

また、避難支援等関係者は、避難支援の体制確立のためなど名簿の複製が必要になった場合は、市の承諾を得た上で複製すること。なお、名簿の複製を行った場合には、保管者の氏名、利用目的、複製内容等を定期的に市に報告するものとする。

②　避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

③　地域全体での支援体制づくり

災害時に、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるように、消防署、警察署、家族、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携を深め、支援体制の整備に努める。

④　避難行動要支援者の全体計画等の策定

避難行動要支援者やその家族が、災害時に取るべき行動等について、避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に避難行動要支援者の個人計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

⑤　在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発

避難行動要支援者が災害時において被害をできるだけ受けないよう、パンフレット、広報誌の配布等による防災知識の普及・啓発に取り組む。

⑥　避難行動要支援者への災害情報伝達体制の整備

災害時に、避難行動要支援者の避難を迅速に行うため、災害情報の伝達体制の整備に努める。

第２項　社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

（１）災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の管理者は、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するとともに、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

（２）組織体制の整備

災害発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期す。

（３）地域との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努める。

（４）緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱が円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図る。

（５）県、市の支援

県及び市は、社会福祉施設を指導、支援し、災害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

市は、保育所、児童館について、他の施設等からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう相互応援体制の整備・充実に努めるとともに、施設の特性に応じた大規模災害時における被災者支援に努める。

【資料編】
○高齢者福祉施設一覧
○障がい者福祉施設一覧
○保育園・幼稚園一覧

第３項　避難所の要配慮者対策

（１）避難所の整備

避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

（２）支援体制の整備

市は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

（３）公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市、県及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

第９節　帰宅困難者への対策

市、県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど避難場所の確保に努める。

第 10 節　食料、飲料水及び生活必需品等の調達
（総務課、保険健康課、水道課、商工観光課）

市は、災害時における住民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、市及び県は、平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資をおくることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

１　確保の役割分担

（１）　住民等

家庭及び企業は、災害時に持ち出しできる状態で３日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

（２）　市

市は、独自では食料・飲料水・生活必需品等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行う。

（３）　県

県は、市町への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行う。

なお、県単独で物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等システムにより国に対して要請を行う。

２　備蓄方法等

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

３　食料・飲料水

（１）　食料の確保

食料の品目としては、精米、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

市及び県は、パン、おにぎり等食料について、災害時に、関係団体、民間企業等

に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

（２）　飲料水の確保及び資機材の整備等

市、水道事業者及び県等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。（１人１日３リットル）

市及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

また、市、水道事業者及び県等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、必要に応じて備蓄を行うものとする。

４　生活必需品

市及び県は、災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

５　医薬品

市は、郡市医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

６　木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、市町から要請があった場合又は需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

【資料編】

○災害対応用備蓄品の備蓄状況

第 11 節　応急復旧及び二次災害の防止活動

第１項　迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市、県及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市、県及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

第２項　資機材等の確保

市、県及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

市、県及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

第３項　迅速な廃棄物処理体制の構築

市及び県は、迅速な応急復旧の支障となる災害時の廃棄物の処理について、関係団体と連携して、平常時から活動体制や広域応援体制等の確立に努める。

第 12 節　防災訓練

災害に対して被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等の間における連絡協調体制の確立や、住民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

１　市

防災訓練の実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行うこと。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とすること。

≪訓練の内容≫

（１）災害発生時の広報
（２）避難誘導、避難勧告、避難勧告の指示及び警戒区域の設定
（３）避難行動要支援者の安全確保
（４）消防、水防活動
（５）救助・救急活動
（６）ボランティアの活動体制の確立
（７）食料・飲料水、医療その他の救援活動
（８）被災者に対する生活情報の提供
（９）避難所の設置運営

２　防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

３　事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

（１）事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として当該市町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

（２）自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

（３）市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、県、市町及び防災関係機関が実施する防災訓練へ自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

（４）市地域防災計画に名称及び所在地を定められた者の訓練

① 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

② 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第 13 節　災害復旧・復興への備え

（総務課、環境下水道課、市民課、税務課、福祉課、保険健康課、各施設管理者）

１　災害廃棄物の発生への対応

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域応援体制等の確立に努める。

２　各種データの整備保全

市及び県は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めるものとする。

３　罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

４　復興対策の検討

市及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第 14 節　複合災害対策

市、県、国及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第３章　市民等の防災活動の推進

第１節　防災思想・知識の普及

（総務課）

第１項　職員への防災教育の実施

災害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、災害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

１　研修会

防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他災害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

２　講習会

防災関係機関は、災害に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

３　現地調査等

防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

４　災害対応マニュアルの周知徹底

防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

第２項　市民に対する普及啓発、防災学習の推進

防災関係機関は、市民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1　防災知識の普及・啓発等

市、県及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

（１）３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

（２）警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動

（３）災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

2　災害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや災害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

3　講習会等の開催

市、県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

4　報道機関の活用及び協力要請

災害時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

5　防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

市及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

市及び県は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

6　避難所の運営

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

第２節　消防団の育成強化

（総務課）

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、火災時の出動団員数の減少や消防団活動への理解不足等の問題を抱えていることから、市及び県は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

１　消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

２　消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

３　消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

４　消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

【資料編】

○鹿島市消防団の状況

○幼年消防クラブの結成状況

第３節　水防協力団体の育成強化

市及び県は、水防団（消防団）及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

第４節　自主防災組織の育成強化

大規模災害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出･救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが重要である。

このため、自治会、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

１　地域住民等の自主防災組織

市は、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

市及び県は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

２　活動拠点及び資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

【資料編】

○自主防災組織の結成状況

第５節　企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市及び県は、企業防災に資する情報の提供等の取り組みを行うとともに、企業による事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や事業継続マネジメント（ＢＣＭ）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

第１項　要配慮者施設の防災体制

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

第２項　大規模工場等の防災体制

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第６節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第７節　災害ボランティア活動の環境整備等

鹿島市社会福祉協議会は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と相互に等と連携を図りながら、ボランティアの登録、養成・研修、支援・調整等を行う。

また、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

市は、鹿島市社会福祉協議会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、市内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、支援機関相互の連絡体制整備に努める。

なお、災害時に活動するボランティアは、専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

≪専門ボランティア≫

① 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
② 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士）
③ 土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア協会）
④ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等）
⑤ 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）
⑥ 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等）
⑦ 無線（アマチュア無線技士）
⑧ 特殊車両操作（大型重機等）
⑨ 通訳（語学）
⑩ 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等）
⑪ 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災エキスパート会等）
⑫ その他特殊な技術を有する者

≪一般ボランティア≫

① 救援物資の仕分け、配分、配送
② 避難所の運営補助
③ 炊出し
④ 清掃
⑤ 要配慮者等への生活支援
⑥ その他軽作業

第８節　災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集･整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第４章　技術者の確保

（総務課、都市建設課、教育委員会、福祉課、県）

市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、県と連携し、次のような技術者等との連絡網の整備を図る。

≪整備が必要な技術者等≫

技　術　者　名	業　務　内　容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
防災エキスパート	公共土木施設や公共建物等の被害状況の把握・通報、応急対応等への助言、現地対策本部等への支援
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援
外国語が話せる者(通訳者)	外国人等に対する支援

第５章　孤立防止対策計画

（総務課、都市建設課、生涯学習課）

市は、土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食糧品等の備蓄などに努める。

万が一、地域が孤立した場合における被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立するため、市は、県等と一体なった取組みを推進して、市民の安全確保を図る。

１　市

（１）　県、住民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。

（２）　迂回路の確保等の防災対策を推進する。

（３）　孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し防災対策の整備に努める。

（４）　孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

（５）　孤立地域内での生活が維持できるよう、食糧品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

２　市民等

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の把握や食糧品等の備蓄などに努める。

第４編　災害応急対策計画

第１章　防災配備体制

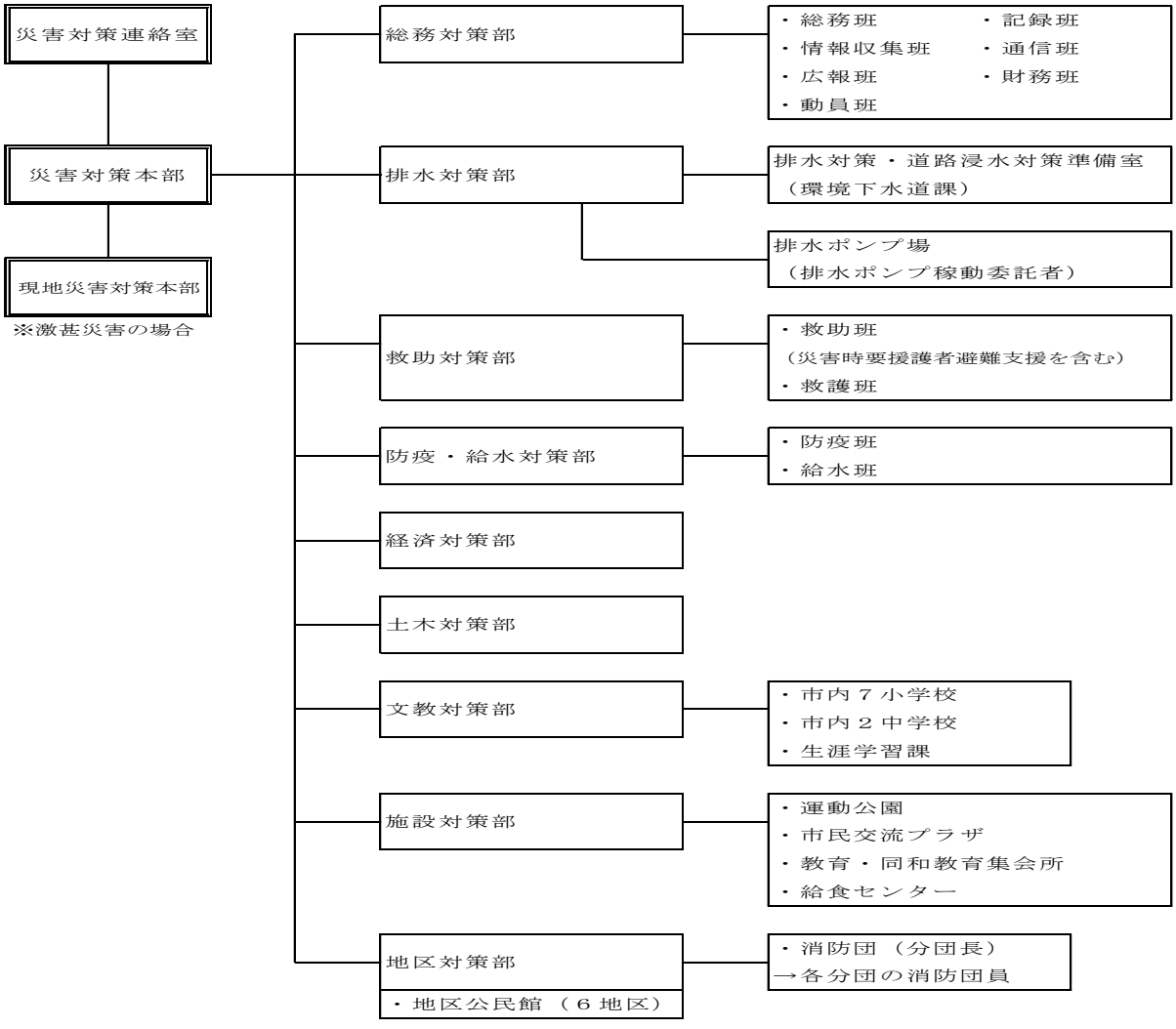
第１節　配備体制
（市各課、防災関係機関）

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画により災害の程度、被害の状況に合わせた活動体制を確立する。

また、配備体制について、職員は、設置基準に該当することを認知したとき、又は設置基準に該当すると推定されるおそれがあるときは、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

なお、災害対策本部設置の決定は市長が行い、その後直ちに通知公表する。また、配備の正式決定は本部長又は各部長が行い、その後直ちに班長を経由して配備要員を召集する。

【災害対策本部体制】



第２節　災害対策連絡室（以下、「連絡室」という。）
（総務課、企画財政課、都市建設課、環境下水道課、農林水産課）

第１項　設置基準

災害対策本部(以下、「対策本部」という。)を設置するまでに至らない程度であって、次に掲げる場合とする。ただし、下記以外の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合においては、市長が必要と判断したときに設置する。

なお、緊急性を伴う場合は、総務課長の判断で設置する場合もある。

【気象災害の場合】

○市内及び市内を含む区域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水の各警報が発表された場合　**※自動設置**

○市内及び市内を含む区域に、気象業務法に基づく強風、大雨又は洪水の各注意報が発表された場合で、市長が必要と認めたとき

○市内及び市内を含む区域に、気象業務法に基づく大雪、暴風雪又は高潮の各警報が発表された場合　**※自動設置**

【地震の場合】

○市内に、震度３の地震が発生した場合　**※自動設置**

○市内に、震度３未満の地震が発生し、局地的に軽微な被害が生じた場合で、市長が必要と認めたとき

【津波の場合】

○市内に、津波警報（津波）が発表された場合　**※自動設置**

【林野、大規模火災の場合】

○市内及び市に隣接する区域で、焼損面積が５㌶以上と推定される林野火災が発生した場合

○市内の住家等へ延焼するおそれがある場合

○市内の市街地で建物焼損面積が 3,000 ㎡以上と推定される火災が発生した場合

※火災現場の状況により総務課長等が必要と判断した場合は、連絡室を設置する。

【原子力災害の場合】

○敷地境で放射線量５マイクロシーベルト毎時を観測した場合など特定事象発生について、原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に規定する通知を受けた佐賀県知事からの通報を受けた場合

第２項　所掌事務

【連絡室】
○災害に関する情報収集
○被害状況の把握
○各課及び消防団との連絡調整
○防災関係機関等との相互連絡及び調整
○原子力災害の場合、緊急時モニタリングポストの所定の場所への設置及び起動

【関係課】
○所管する各施設の点検･パトロール
○所管する各施設の被害状況の把握
○連絡室との相互連絡

第３項　配備構成及び配備要員

総務課、情報収集が必要となる課で構成し、連絡室長は、総務課長をもって充てる。総務課長が不在のときは、総務課防災係長が代理する。

また、連絡室の要員は、次のとおりとする。

なお、配備要員は、連絡室の設置の伝達を受けた場合、あるいは各警報の発表を知った場合は、勤務時間内は各課で待機し、勤務時間外は速やかに登庁して配備につく。

・総務課長
・総務課防災係の職員（防災担当）
・総務課、企画財政課の職員（当番制）

第４項　設置場所

鹿島新世紀センターに置く。

第５項　廃止基準

○対策本部が設置されたとき
○災害による危険が解消したとき

第３節　災害対策本部
（市各課、防災関係機関）

第１項　対策本部体制

対策本部の体制は、災害の程度により市長が判断して順次整える。

第２項　設置基準

次に掲げる場合で、市内に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する。

【共通】
○市長が対策本部設置を必要と決定した場合
○市内において、相当規模の災害が発生した場合、又は重大な災害の発生が確実の場合

【風水害の場合】
○次の河川において、はん濫注意水位を越え、引き続き水位が上昇するおそれがある場合（塩田川、中川、鹿島川、石木津川：水位観測所設置河川）
○市内が台風の暴風域に入った場合、又は暴風域に入るおそれがある場合
○市内に土砂災害警戒情報がでた場合

【気象災害の場合】
○市内及び市内を含む区域に、気象業務法に基づく各警報が発表され、市内に局地的な災害が発生した場合

【地震の場合】
○市内で震度４以上の地震発生した場合　　**※自動設置**
○市内に、震度４未満の地震が発生し、局地的に物的被害が生じた場合で、市長が必要と認めたとき

【津波の場合】
○津波が発生し、市内に被害が生じるおそれがある場合

【林野、大規模火災の場合】
○市内及び市に隣接する区域で、焼損面積が 10 ㌶以上と推定される林野火災の場合
○市内で火災によって３人以上の死者又は総計１０人以上の死傷者が発生した場合
○市内において、火災の状況により空中消火が必要な場合
○市内の集落への延焼が予想される場合

○市内において、延焼拡大により多数の住民の避難、収容が必要になった場合

【鉄道、航空災害の場合】
○市内で列車の脱線、衝突等で多数の死傷者が発生した場合
○市内で航空機等の墜落等で多数の死傷者が発生した場合

【原子力災害の場合】
○原子力災害対策特別措置法第１５条第３項に規定する内閣総理大臣から避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示が佐賀県知事にあった場合

第３項　所掌事務

市域に係る災害予防及び災害応急対策の実施

第４項　設置場所

鹿島新世紀センターに置く。

第５項　指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、総務部長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

第６項　組織

災害対策基本法第 23 条の規定による対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

ア	災害対策本部長	市　長
イ	災害対策副本部長	副市長
ウ	本部付参与	教育長、消防団長、消防署長
エ	総務対策部参与	消防団副団長、消防団本部付
オ	対策部長	総務部長、市民部長、産業部長、建設環境部長、教育次長及び各対策部の部長に任命された関係課長等の職員
カ	副部長	副部長に任命された関係課長等の職員、消防団分団長
キ	班　長	班長に任命された職員
ク	班　員	上記の職にあてられたものを除く職員及び消防団員

第７項　各班の分掌事務

【総務対策部】

○総　務　班
1　本部会議に関すること。
2　鹿島市防災会議及び関係機関との連絡に関すること。
3　対策本部の配備に関すること。
4　災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。
5　県災害対策本部との連絡に関すること。
6　消防団の出動命令に関すること。
7　災害対策用自動車の運用に関すること。
8　警戒区域の設定、避難の勧告・指示に関すること。
9　他の対策部の所掌事務に属しないこと。

○情報収集班
1　災害に関する情報の収集、伝達に関すること。
2　被害状況の調査に関すること。
3　各対策部との連絡調整に関すること。

○広　報　班
1　災害に関する広報活動に関すること。
2　報道機関との連絡、相互協力に関すること。
3　災害に関する情報の提供に関すること。
4　災害発生後の被害状況写真の取りまとめに関すること。

○動　員　班
1　配備要員の動員及び給食に関すること。
2　自衛隊の災害派遣要請に関すること。
3　国及び県の職員派遣要請に関すること。
4　他の市町に対する応援要請に関すること。

○記　録　班
1　災害写真の撮影及び収集に関すること。
2　災害記録に関すること。

○通　信　班
1　被害状況による関係（担当）課への連絡に関すること。
2　気象情報に関して職員への周知連絡に関すること。

○財　政　班
1　災害対策の予算措置に関すること。
2　災害対策用臨時電話等の設置に関すること。
3　災害対策用物品の調達、購入に関すること。
4　救援物資及び見舞金品の保管に関すること。

【排水対策部】

○水　門　班
1　水門の管理に関すること。
2　排水ポンプ場の運転、管理に関すること。
3　都市水路、農業用水路の管理に関すること。
4　下水道の被害調査及び災害対策に関すること。

【救助対策部】

○救　助　班
1　災害救助法の適用に関すること。
2　避難所の設置、運営に関すること。

3　死体の収容処理計画及び実施に関すること。
4　救助物資、機材の調達配分に関すること。
5　炊き出し、食品の配給に関すること。
6　避難行動要支援者の緊急避難に関すること。
7　義援金、救援物資及び見舞金品の分配及び支給に関すること。
8　社会福祉施設の災害対策に関すること。
9　ボランティアの受入、活動調整に関すること。

○救　護　班　1　災害時における医療、助産に関すること。
2　医療救護班の編成、派遣に関すること。
3　応急救護用薬品、衛生材料及び防疫薬品の供給に関すること。
4　医療機関等の被害調査、災害対策に関すること。

【防疫・給水対策部】

○防　疫　班　1　清掃、防疫に関すること。
2　衛生材料及び防疫薬品の供給に関すること。
3　汚物、塵芥等の処理に関すること。
4　その他環境衛生に関すること。
5　災害時の食品衛生に関すること。

○給　水　班　1　災害時における給水及び飲料水の供給に関すること。
2　水道施設の災害対策に関すること。

【経済対策部】

○管　理　班　1　農林水産業関係の被害報告の取りまとめに関すること。
2　応急対策資材及び器材の調達に関すること。

○農林水産班　1　農作物、営農施設等の被害調査及び災害対策に関すること。
2　農地、農業施設等の被害調査及び災害対策に関すること。
3　漁港及び水産施設等の被害調査並びに災害対策に関すること。
4　家畜伝染病予防及び防疫に関すること。

○商　工　班　1　商工（施設）関係の被害調査及び災害対策に関すること。
2　応急救助に要する労働力の供給に関すること。
3　観光施設の被害調査及び災害対策に関すること。
4　その他商工観光に関すること。

【土木対策部】

○管　理　班　1　公共土木施設関係の被害報告の取りまとめに関すること。
2　応急対策の連絡調整に関すること。
3　交通統制に関すること。
4　応急仮設住宅の運営に関すること。
5　公営住宅等の被害調査報告に関すること。

○土　木　班　1　道路、橋梁及び河川の被害調査並びに災害対策に関すること。
2　河川、砂防施設等の被害調査及び災害対策に関すること。

3　災害応急復旧用資機材の調達に関すること。
4　地すべり等指定区域等の被害調査及び災害対策に関すること。

○都市計画班　1　都市計画施設の被害調査及び災害対策に関すること。
2　災害救助仮設住宅の建設等に関すること。

【文教対策部】

○管　理　班　1　学校等の被害調査及び応急対策に関すること。
2　災害活動を応援する関係団体等の連絡調整に関すること。

○業　務　班　1　児童及び生徒の避難対策に関すること。
2　災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
3　文化財、公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。

【施設対策部】　1　市の公共施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
2　被害を受けた市の公共施設等の復旧対策に関すること。

第８項　現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、災害が激甚で、その必要があると認める場合は、現地に災害対策本部を設置する。

第９項　配備体制及び配備要員

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次による配備体制を整えるものとし、災害対策本部長（市長）が定める。

第10項　配備要員の動員

配備体制に基づく配備要員の動員は、次によるものとする。

【勤務時間内】　総務対策部が、庁内放送等により召集する。

【勤務時間外】　総務対策部が、必要に応じ電話又は直接口頭により召集する。

配備体制の連絡、召集は、上記の方法より行うが、災害対策に関係のある職員は勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは進んで対策部と連絡をとり、また自らの判断で登庁するよう心がけなければならない。

第11項　職員の応援

災害状況の推移等により各班の災害対策実施要員が不足するときは、次の措置を講じる。

○余裕のある他の班から応援を求める。
○災害対策基本法第６７条の規定により他の市町に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第６８条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

第12項　廃止基準

○予想された災害の危険が解消したと市長が認めたとき。
○災害発生における応急措置が概ね完了したと市長が認めたとき。

第２章　災害応急対策

第１節　防災関係情報の収集、伝達系統
（市各課、防災関係機関、消防機関）

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

また、地震に伴う被害を最小限に止めるため、市、県及び防災関係機関は、地震が発生した場合、気象庁（福岡管区気象台、佐賀地方気象台）が発表する地震に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第１項　気象、地震及び津波に関する情報の種類、内容等

（１）　気象関係

①　気象警報等の種類

区分	種　類	基　　準
注意報	大　雨	１時間雨量が４０ｍｍ以上 土壌雨量指数基準※1で１２８以上
	洪　水	１時間雨量が４０ｍｍ以上 流域雨量指数基準※2：塩田川流域で２４以上 複合基準※3：３時間雨量が４０ｍｍで塩田川流域で２２以上
	高　潮	東京湾平均海面（ＴＰ）上３．６ｍ以上
	強　風	平均風速が１０ｍ／ｓ以上
	風　雪	平均風速が１０ｍ／ｓ以上で雪を伴う
	大　雪	２４時間降雪の深さが平地で５ｃｍ、山地で１０ｃｍ以上
警報	大　雨	平坦部の１時間雨量が７０ｍｍ 平坦部以外での１時間雨量が８０ｍｍ以上 土壌雨量指数基準※1で１５９以上
	洪　水	平坦部の１時間雨量が７０ｍｍ 平坦部以外での１時間雨量が８０ｍｍ以上 流域雨量指数基準※2：塩田川流域で３０以上 複合基準※3：３時間雨量が７０ｍｍで塩田川流域で２２以上
	高　潮	東京湾平均海面（ＴＰ）上４．１ｍ以上
	暴　風	平均風速が２０ｍ／ｓ以上
	暴風雪	平均風速が２０ｍ／ｓ以上で雪を伴う
	大　雪	２４時間降雪の深さが平地で２０ｃｍ、山地で３０ｃｍ以上

区分	種　類	基　　準
特別警報	大　雨	①48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値（鹿島市：433 ㎜、266）以上となった 5 ㎞格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 50 格子以上出現。 ②3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値（鹿島市：163 ㎜、266）以上となった 5 ㎞格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 10 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が 150 ㎜以上となった格子のみをカウント対象とする。） ①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合
	高　潮	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
	暴　風	

※１　土壌雨量指数基準：土壌に溜まっている雨量を指数化したもの。土砂災害の危険性を示す指標。

※２　流域雨量指数基準：河川の上流域に降った雨が傾斜に沿って集まる水量を指数化したもの。洪水災害発生の危険性を示す指標。

※３　複　合　基　準：対象地域に降った雨量と河川の上流域で降った雨量を総合的に指数化したもの。

②　記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表。（鹿島市：１時間雨量 110 ㎜）

③　竜巻注意情報

竜巻等の激しい突風をもたらす気象状況になった場合に発表される気象情報で、雷注意報を補足する情報として発表される。

なお、発表時刻から約１時間が有効時間である。

（２）　水防関係

①　水防警報

国土交通省又は県が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮の発生が予想される場合、国土交通省出先機関又は県が水防上必要と認め、発する警告。

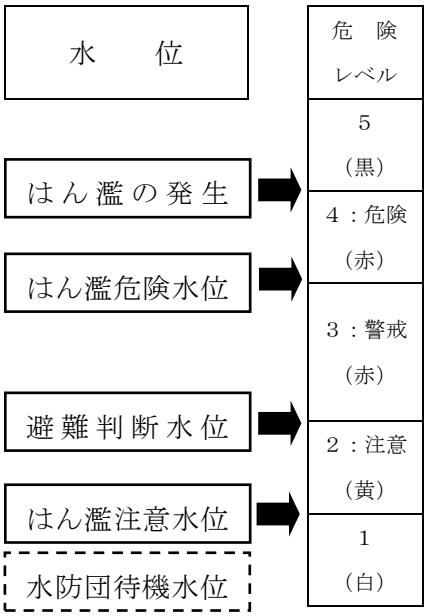
②　水防情報

水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発するもの。

≪河川情報≫

情報種類	発　表　基　準
はん濫発生情報	はん濫が発生した場合
はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達した場合
はん濫警戒情報	避難判断水位に到達した場合、あるいは、水位予測に基づき、はん濫危険水位に到達すると見込まれる場合
はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達した場合

≪水位と危険レベルの関係≫



③　土砂災害警戒情報

県（河川砂防課）と気象台が共同して、大雨により土砂災害の危険性が高まった市町を特定し発表する情報で、災害応急対応を適切に行えるように市町長が避難勧告等を発令する際の判断基準、又は住民が自主避難する際の参考となる情報。

④　土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期について発表する情報

⑤　ダム情報

洪水調整等を行うためのダムからの通知・情報提供。（中木庭ダム：中川、岩屋川内ダム：塩田川）

（３）　地震に関係する情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する地震に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

≪地震の震度階級関連解説表抄（一部）≫

震度階級	人　の　体　感　・　行　動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。

3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
６弱	立っていることが困難になる。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。
7	

≪地震に関する情報の種類≫

情報の種類		内　容　の　説　明
緊急地震速報（警報）		震源に近い観測点でとらえた地震波を解析し、その地震により震度５弱以上が推定された場合、その地域及び震度４が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。 なお、地震の震源が近い時は緊急地震速報が間に合わない場合もある。
地震速報		震度３以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度３以上を観測した地域名とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約１分３０秒で発表される。テレビ、ラジオ等でも速報される。
地震情報	震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模）、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付して、地震発生から２～５分程度で発表される。 この情報は、強い揺れ（震度３以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供される。 津波警報等を発表したときには、この情報は発表されない。
	震源・震度に関する情報	最大震度３以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表される情報。 地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模）、震央地名、震度３以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から５～１０分程度で発表される。震度５弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表される。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表される。

各地の震度に関する情報	震度１以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模)、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。 震度５弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表される。 「津波なし」の場合はその旨を津波予報を含めて発表される。

（４）　津波に関係する警報、注意報の種類とその内容

気象庁は、地震発生後、津波による災害が予想される場合は、津波警報、注意報を発表するとともに津波の到達時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

また、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報が発表される。

≪津波警報・注意報の種類≫

種　類	内　容　の　説　明	発表される津波の高さ	
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報 （特別警報）	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	１０ｍ超 （10m<予想高さ）	巨大
		１０ｍ （5m<予想高さ≦10m）	
		５ｍ （3m<予想高さ≦5m）	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （1m<予想高さ≦3m）	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）

【資料編】

○雨量観測所

○水位観測所

○ダム観測所

○潮位観測所

第２項　警報、情報の伝達系統

市は、次の系統により、災害に関する情報、気象警報等の伝達を受けたときは、必要に応じ迅速かつ的確に市民等へ伝達する。

また、勤務時間外の場合は、連絡室の設置のため登庁した職員、又は、召集を受けた担当職員が、市防災行政無線、屋内放送システム、サイレン、市ホームページ等で市民等へ伝達する。

なお、方法及び基準については、別途マニュアル等で定める。

【資料編】

○気象関係の情報の伝達経路
○水防関係の情報の伝達経路
○地震に関する情報の伝達経路
○火災に関する情報の伝達経路

第２節　災害情報の収集、連絡及び報告

総務課、都市建設課、環境下水道課、農林水産課、生涯学習課、水道課、防災関係機関、消防機関

市及び防災関係機関は、災害時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、収集した情報を住民及び他の防災関係機関に迅速、的確に連絡する。

また、市は、法令等に基づき、被害状況等を県（国）に報告する。

第１項　収集する災害情報の種類

市が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第１段階】　緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

主要緊急被害情報

① 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
② ライフライン被害の範囲
③ 医療機関へ来ている負傷者の状況
④ １１９番通報が殺到する状況 等

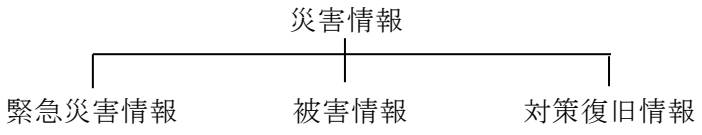
※地震の場合　震度情報ネットワークシステムの情報：市内の震度

【第２段階】　被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

① 人的被害（行方不明者の数を含む。）
② 住家被害
③ ライフライン被害
④ 公共施設被害
⑤ 農林水産、商工被害 等

【第３段階】　対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

① 応急対策の活動状況
② 対策本部の設置、活動状況 等



第２項　災害情報の収集・連絡

市は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

（１）　防災関係機関等を活用した情報収集

災害の規模を早期に把握するため、防災関係機関等からの情報を収集する。

また､必要に応じて職員を現地災害対策本部等に直接派遣し､情報収集に努める。

その他、一斉指令システム等を活用して画像情報等を含む緊急災害情報を収集した結果を提供するよう要請する。

（２）　参集途上職員による緊急災害情報の収集

市の職員は参集途上中にデジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後、所属長に報告する。

報告を受けた所属長は、これらをとりまとめて県へ報告するものとする。

（３）　その他の機関からの情報

市は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や市民等から得られる情報も活用する。

第３項　被害状況等の報告

市及び消防署は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和４５年４月１０日付け消防防第２４６号）及び火災・災害等即報要領（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号）に基づき、県(国)に対し、被害状況等を報告する。

１　報告責任者

市は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をする。

２　報告の要領

（１）　報告の種類等

種　　類	報　　告　　す　　る　　情　　報	時　　期
被害概況即報	・緊急災害情報 (1)　画像情報 (2)　主要緊急被害情報 ①　ライフライン被害の範囲 ②　医療機関へ来ている負傷者の状況 ③　１１９番通報が殺到する状況　等	災害の覚知後直ちに

被害状況即報	・被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1)　応急対策の活動状況 (2)　対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	・被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 対策復旧情報 (1)　応急対策の活動状況 (2)　対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 ２０日以内

（２）　報告を必要とする災害の基準

災害対策基本法第５３条第２項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの （法第５３条第１項の規定に基づき、市が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む。）	(ｱ)　市において対策本部を設置した災害 (ｲ)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 (ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に定める災害になるおそれのある災害
災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの	(ｱ)　災害救助法の適用基準に合致する災害 (ｲ)　市が対策本部を設置した災害 (ｳ)　２県以上にまたがるもので、１の県における被害は軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 (ｴ)　被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 (ｵ)　被害が当初は軽微であっても、今後(ｱ)～(ｴ)の要件に該当する災害になるおそれがある災害 (ｶ)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められる災害

（３）　報告の要領

①　被害概況即報

初期的なもので、被害の有無又は程度の概況についての報告とし、正確性よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、市は、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経由して、県（消防防災課〔統括対策部〕）に報告する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

また、消防署への通報等が殺到した場合、市は、その状況を県のほか、直接消防

庁に対しても報告するものとする。

②　被害状況即報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市は、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経て、県（消防防災課〔統括対策部〕）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）に報告できない場合は、直接県（消防防災課〔統括対策部〕）に報告するものとする。

また、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の２分の１に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を統括本部（統括対策部）に報告する。

③　災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後２０日以内に報告する。報告の経路は、②のとおりとする。

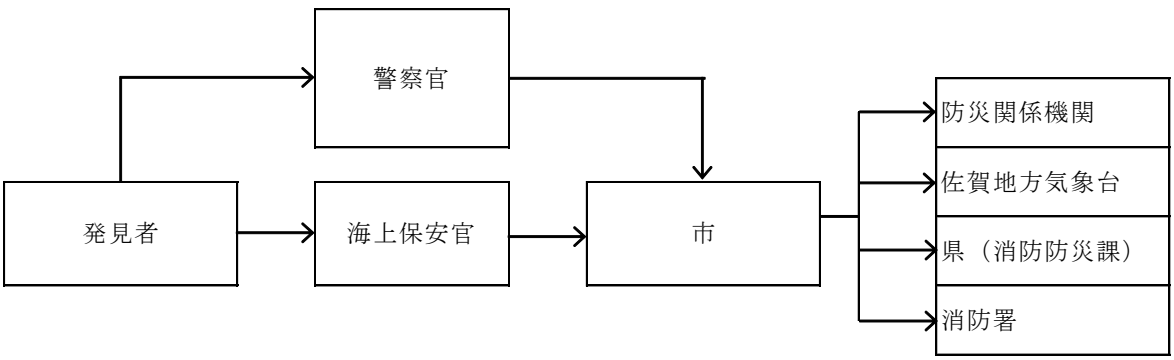
【資料編】

○防災関係機関連絡先

第４項　異常現象発見時の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（消防防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

１　通報系統図



２　通報を要する異常現象

地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭、群発地震、噴火現象、異常潮位、異常波浪等

３　通報項目

ア　現象名

イ　発生場所

ウ　発見日時分

エ　その他参考となる情報

第３節　労務確保計画
（総務課、商工観光課、県）

第１項　実施責任

各応急対策を実施する各防災関係機関は、応急対策の状況に応じた労働力の確保を行う。

第２項　労働者の確保

災害の状況等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、鹿島公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行い、労働力の協力要請を行う。

１ 職種別求人数
２ 作業場所及び作業内容
３ 作業時間
４ 賃金の額
５ 雇用日数

第３項　労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

１ 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
２ り災者の避難、救出
３ 医療及び助産における移送
４ 救助物資の整理配分及び輸送
５ 遺体の捜索、処理等（埋葬を除く）

第４節　従事命令及び協力命令
（市、県、防災関係機関）

市長（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市職員、市長若しくはこの職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む。）等は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき、又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第１項　従事命令等の種類

１　従事命令等の種類と執行者

執　行　者	種　類	対　象　作　業	根　拠　法　令
市長	・従事命令	災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	災害対策基本法 第 65 条第１項、第２項
知事 (市長)	・従事命令 ・協力命令	災害応急対策作業 （応急措置一般）	災害対策基本法 第 71 条第１項・第２項
知事	・従事命令 ・協力命令	災害救助作業 （災害救助法に基づく救助）	災害救助法 第７・８条
警察官	・従事命令	災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	災害対策基本法 第 65 条第２項
	・措置命令	危害防止のための措置	警察官職務執行法 第４条
海上保安官	・従事命令	災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	災害対策基本法 第 65 条第２項
	・協力命令	非常事変に際し必要があるときの協力	海上保安庁法 第 16 条
消防団員・ 消防吏員	・従事命令	消防作業	消防法 第 29 条第５項
水防管理者（市） 水防団長 消防機関の長	・従事命令	水防作業	水防法 第 24 条
自衛隊	・従事命令	災害応急対策作業 （災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官で、市長及びその委任を受けた職員、警察官又は海上保安官がいない場合）	災害対策基本法 第 65 条第３項

２　従事命令又は協力命令の対象者

命　令　の　区　分	対　　象　　者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	1　医師・歯科医師又は薬剤師 2　保健師・助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3　土木技術者又は建築技術者 4　大工・左官・とび職 5　土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6　地方鉄道業者及びその従業者 7　軌道経営者及びその従業者 8　自動車運送業者及びその従業者 9　船舶運送業者及びその従業者 10　港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長・警察官・海上保安官、自衛官の従事命令	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者 ・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第２項　発動方法等（補償等を含む）

（１）　市長は、従事命令又は協力命令を発したとき、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、災害対策基本法第８１条、同法施行令第３４条に定めるところによりそれぞれ公用令書を交付して行う。

（２）　公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第７条に定めるところによる。

第５節　自衛隊災害派遣要請計画
（総務課、県、自衛隊）

市は、災害の発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて、人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、知事に対し、災害対策基本法第６８条の２第１項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣出動要請を要求する。

第１項　災害派遣要請の手続

市長は､市の地域内で災害の発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を要請先に通知することができる。

ただし、この要請は、総務部（総務課）が担当し、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに文書を提出する。

また、市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況等を自衛隊に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは､要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

（１）　災害の状況及び派遣を要請する事由

（２）　派遣を希望する期間

（３）　派遣を希望する区域及び活動内容

（４）　その他参考になるべき事項

【資料編】
○自衛隊の災害派遣要請のフロー図
○自衛隊の災害派遣に関する訓令第３条に規定する自衛隊の部隊の長一覧

第２項　派遣部隊の受入体制

１　市の措置

市は、県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じる。

（１）　部隊の受入れ準備

ア　派遣部隊及び県との連絡のため、市の職員のうちから連絡担当員を指名する。

イ　連絡担当員は、応援を求める作業内容等について、速やかに作業計画を準備する。

ウ　派遣部隊の宿営施設及び駐車場等を準備する。

エ　部隊の集結後、直ちに作業計画について協議・調整を図る。

（２）　部隊誘導

職員又は消防団員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

（３）　自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の従事している作業内容、進捗状況等について、適宜、県（消防防災課）に報告する。

（４）　災害派遣部隊用施設

部隊連絡所	電話	宿舎	駐車場
杵藤土木事務所	0954-22-4184	蟻尾山公園	蟻尾山公園 サブグラウンド

２　活動用資機材の準備

自衛隊が災害派遣にあたり準備する機材等は、おおむね次のとおりである。

（１）　通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸機材

（２）　自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等

（３）　山地、河川、湖沼等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあっては救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品

（４）　自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類

（５）　派遣部隊等の糧食

（６）　派遣部隊等の車両燃料及び油脂

（７）　派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等

自衛隊が準備する前記の機材等以外のもので作業に必要なものは、すべて県又は市が準備する。

ただし、前記の機材等と同様のものを県又は市で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

３　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受け入れた県、市が負担し、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、各関係機関が協議して定める。

（１）　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費

（２）　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

（３）　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

（４）　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償

（５）　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受け入れた機関で協議する。

第３項　撤収手続

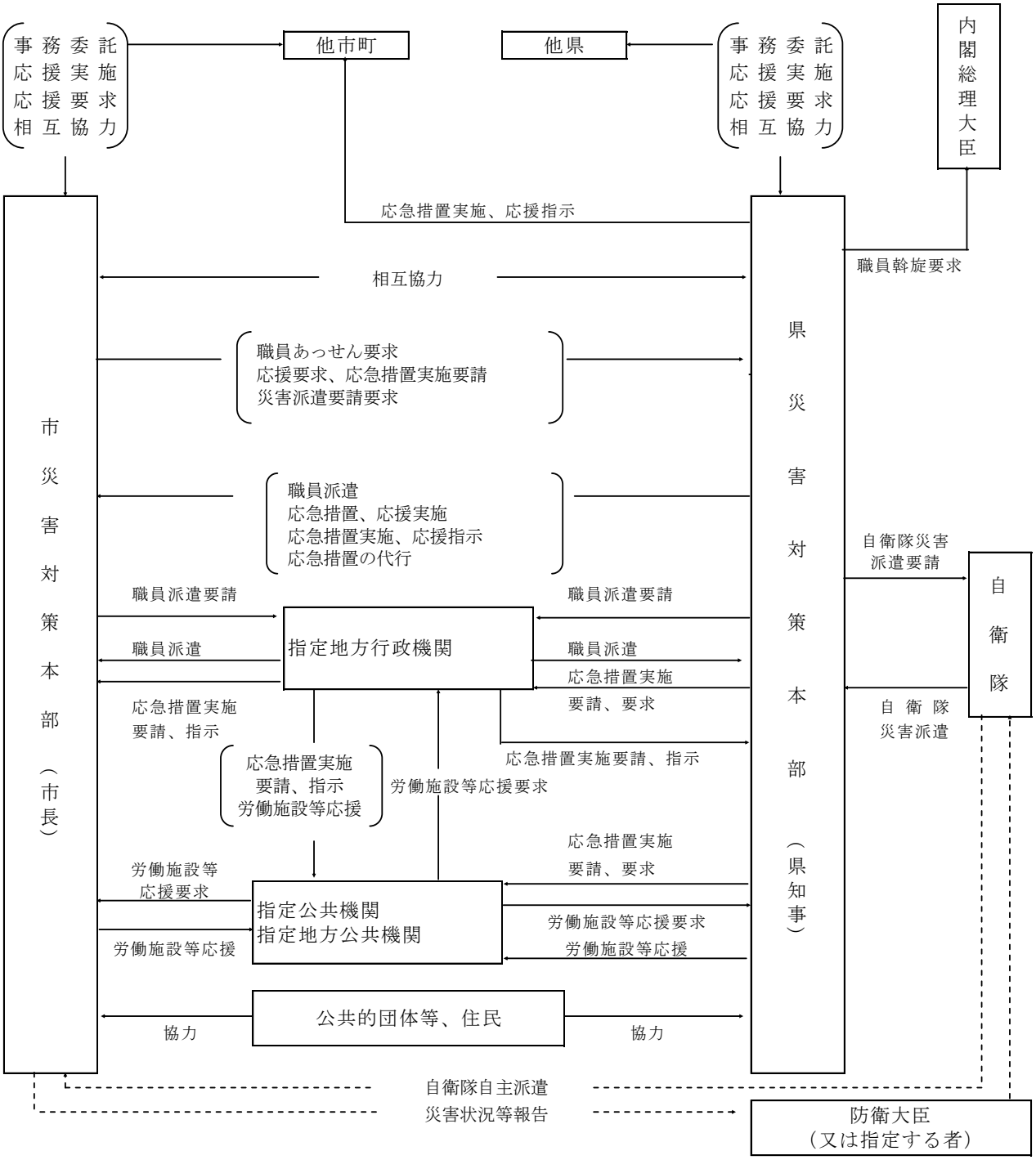
市は、県に対し、自衛隊災害派遣の目的が達成されたと認める場合には、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、災害派遣撤収要請の依頼をする。

第６節　応援協力体制
（市全課、県、防災関係機関）

市は、被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、他市町及びその他防災関係機関と相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、市は、災害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請する。

【応急対策協力関係図】



第１項　相互協力体制

１　県又は指定地方行政機関等への要請

市は、県又は指定地方行政機関等に対し応援の要請又は職員の派遣要請を行う。

ただし、緊急時には自衛隊派遣要請と同様、電話等により要請し、後日文書で改めて処理する。

なお、消防・救助・救急活動の応急措置等については、必要に応じて県を通じて応援要請を行う。

要請の内容	要　請　に　必　要　な　事　項	備　　考
応援の要請要求又は応急措置の実施要請	（１）災害の状況 （２）応援（応急処置の実施）を要請する理由 （３）応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 （４）応援（応急措置の実施）を必要とする場所 （５）応援を必要とする活動内容（必要とする応急処置） （６）その他必要な事項	災害対策基本法第６８条
職員の派遣要請	（１）派遣の斡旋を求める理由 （２）派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 （３）派遣を必要とする期間 （４）派遣される職員の給与その他の勤務条件 （５）その他必要な事項	・災害対策基本法第２９条 ・同法第３０条 ・地方自治法第２５２条の１７

２　他市町及び防災関係機関への要請

市は、他市町及び防災関係機関に対し、関係法令等に基づき、第１項１「県への要請」と同様に行う。

３　自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む。）は、市との協力体制のもと、下記の項目等について円滑な防災活動を行う。

①　避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力

②　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力

③　被災地域内の社会秩序維持への協力

④　初期消火（消火器やバケツリレー等での消火）活動への協力

⑤　その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等を勘案して）への協力

４　民間団体の協力

災害時における民間団体への協力の要請は、次によるものとする。

団　体　名	活　動　内　容	協力要請の際の担当課
行政嘱託員会 （区　長　会）	ア　救援物資の配給 イ　災害情報の収集、報告 ウ　死体の捜索及び救助の協力 エ　その他災害応急措置	総務課
赤十字奉仕団	ア　災害時における看護奉仕 イ　炊出し、食糧の配給奉仕等り災者の世話 ウ　救助物資（金）の配給及び整理 エ　災害現場の後始末	福祉課
民間ボランティア	ア　り災者の救出 イ　災害応急復旧等作業の応援	福祉課

第２項　相互協力の実施

１　基本的事項

市又は各防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与する。また、応急対策の実施に当たっては、各防災関係機関は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処する。

２　応援を受けた場合の費用の負担

（１）　他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災害対策基本法第９２条に定めるとおり、応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

（２）　費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

①　派遣職員の旅費相当額
②　応急措置に要した資材の経費
③　応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
④　救援物資の調達、輸送に要した経費
⑤　車両機器等の燃料費、維持費

第３項　応援協定

１　消防相互応援協定

市は隣接市町と、消防機関は他の消防機関と、あらかじめ締結している消防相互応援協定の締結に基づき、応援を求める。

２　災害時相互応援協定

市は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進し、これにより応援を求める。また、支援に係る輸送方法やルート等の確認に努める。

第４項　受援計画

市は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、次のとおり受援体制を準備する。

１　連絡窓口

広報班から連絡担当者を専任するとともに、応援者から連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。

２　作業計画

（１）　応援を求める作業について、次の事項を踏まえ、速やかに計画を立てる。

①　地元の被災状況や災害ニーズの把握・伝達方法

②　参集場所・活動拠点等に関する情報

③　活動地域等に関する連絡調整方法

④　応援に必要な情報の収集・提供方法

（２）　応援に必要な資機材を確保する。

３　受け入れ場所

宿舎、屋内施設

第７節　通信計画

（総務課）

市は、電話、各種無線施設等多様な通信手段を活用するとともに、情報連絡員を被災地等の現場へ派遣することで災害状況等を的確に把握するように努め、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第１項　多様な通信手段の利用

市は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行う。

１　市防災行政無線

下記のように整備している鹿島市防災行政無線及び屋内放送システムを、市民への情報伝達、消防団への出動命令等に有効に利用する。

≪無線機器一覧≫

区　　分	種　別	数量	出力（W）	備　　考
同報系無線	親　局	１	１０	新世紀センター２Ｆ
	子　局	５９	0.01～１０	市内
移動系無線	基地局	１	２０	新世紀センター２Ｆ
	半固定型	６	５	地区公民館
	移動局	４２	５	消防積載車、防災車ほか
	携　帯	３０	５	新世紀センター２Ｆほか

≪屋内放送システム：告知放送受信機≫

市内の各世帯や避難所、福祉施設等へ設置

２　県防災行政無線

県との通信を基本とし、市町間及び関係機関との補完的な通信手段として利用する。

３　優先利用できる一般加入電話

（１）　災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話であり、契約者（公共機関等）からの申し出により協議のうえ設置している電話。

（２）　非常・緊急通話

災害応急対策等に必要な内容の通話である場合、他の通話に先立ってＮＴＴのオペレーターが直接相手に接続させる通話。

【利用方法】ダイヤル１０２番を回し、「非常通話」、「緊急通話」である旨を告げる。
その後、ＮＴＴオペレーターの指示にしたがって通話する。

４　非常通信

非常事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し､又は輻輳して事実上利用できない状態になったときは､電波法第５２条第４号及び、第７４条第１項の規定に基づき、非常通信（無線局の目的外運用）を行う。

①　非常通信として取り扱える通信の内容

ア　人命の救助、避難者の救護に関するもの。

イ　風水害の予報等に関するもの。

ウ　非常事態に際しての交通制限、その他の秩序又は緊急措置に関するもの。

エ　気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。

オ　災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

②　非常通信の発信資格者又は依頼者

ア　県、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社

イ　新聞社、通信社、放送局

ウ　その他人命の緊急救助措置又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

③　非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

５　その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

第２項　通信施設の応急復旧

市は、災害が発生した場合、重要通信を確保し、或いは被災した電話・通信施設を迅速に復旧するため、被害状況及び停電状況等の情報を収集し、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

また、直ちに総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行う。

第８節　救助活動計画
（総務課、福祉事務所、保険健康課）

第１項　市及び消防機関の救助活動

（１）　救助活動

市、消防機関は、災害発生後速やかに救助すべき者がいるか把握に努め、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに救助を行い、負傷者等については医療機関（医療救護所を含む。）に搬送、収容する。

（２）　応援要請

① 消防機関は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

② 市は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

③ 市又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

④ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

（３）　拠点等の確保

警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のため、次の施設を拠点として確保する。

① 警察災害派遣隊：能古見小学校（校舎）

② 緊急消防援助隊：古枝小学校（校舎）

③ 自衛隊災害派遣部隊：蟻尾山公園

第２項　自主防災組織等の救助活動

災害が発生した場合、市内の自主防災組織及び市民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防機関が行う救助活動に協力するよう努める。

（１）　近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。

（２）　救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。

（３）　救助活動に当たっては、可能な限り消防機関と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防機関に連絡し、早期救助を図る。

【資料編】

○救助体制図

第９節　医療活動計画
（福祉課、保険健康課、医師会）

災害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、独立行政法人国立病院機構、災害拠点病院、国、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び鹿島藤津地区医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。その具体的な手順は、「佐賀県災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

また、市は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

第１項　医療活動

１　民間医療機関における医療活動の確保

鹿島藤津地区医師会は、災害時に市から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請する。

２　救護所の設置、運営

（１）　設置

市は、傷病者等の医療活動を行うため、避難所、保健センター又は適当な場所に救護所を設置し、必要と認める場合は、県に対し、救護所を設置するよう要請する。

（２）　広報、報告

市は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や市民等に対し、防災行政無線、広報車等により設置内容等を周知するとともに、県に対し報告する。

（３）　運営

市は、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸業者等から調達する。

また、原子力災害時に県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

３　医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を含む。以下同じ。）の編成、派遣

災害時の傷病者等に対する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関の医療救護班があらかじめ設置している次の医療救護班が、救護所等において実施する。

①　市医療救護班
②　県医療救護班
③　佐賀県医師会医療救護班
④　災害拠点病院医療救護班
⑤　独立行政法人国立病院機構医療救護班

⑥　国の医療救護班
⑦　日赤医療救護班
⑧　赤十字現地医療班

市は、災害により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、医療活動に当らせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

【資料編】
○医療救護体制図

4　人工透析対策

市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して、患者等に的確な情報を提供し、人工透析受療の確保に努める。

市は、地域の患者への速やかな医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。また、県、市町及び各透析医療機関は、社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

5　被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災住民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。

このため、市保健センターが中心となり、福祉事務所等と連携して、県精神保健福祉センター及び公的・民間医療機関並びに佐賀県看護協会の協力によるメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

第２項　医療品、医療資機材の調達

1　需給状況の把握

市は、地区医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の受給状況を把握する。

2　安定供給の確保

需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

３　薬剤管理班の派遣要請

救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市は、県に対し、適当な数の薬剤管理班（薬剤師２名で構成）の派遣を要請する。

第３項　医療施設の応急復旧

市内の医療機関は、災害時には、速やかに病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第４項　医療ボランティアへの対応

災害時に、医療ボランティアの申出がある場合は、次により対応するものとする。

１　登録窓口の設置、広報

県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、医療ボランティアの受入・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

２　情報提供等

市は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入日時・場所等の情報を連絡する。

県は、市からの情報を基に、登録の医療ボランティアへボランティア活動を依頼する。

【資料編】

○医療ボランティアの受入体制

第10節　水防活動計画
（総務課、環境下水道課、都市建設課、農林水産課）

第１項　水防活動

水防管理者（市）は、水防計画に基づき、河川堤防の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について応急対策として水防活動をする。

河川管理者、ダム管理者及び農業用用排水施設管理者等は、風水害又は地震に伴い、河川、ため池等の堤防・護岸及び山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せきとめ、溢流、洪水、氾濫による浸水等水害が発生するおそれがある場合、所管施設の適切な操作を行うなど水防上の応急措置を講じる。この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を関係機関に通知するとともに、市民に周知する。

（１）　警戒活動

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、風水害に関係する警報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水想定区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を実施する。

（２）　施設の点検・補修

河川、ため池等の管理者及び下水道施設管理者は、災害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに施設の被害調査、点検を実施し、必要に応じて、被災施設の補修を行い、関係する水防管理者に対して連絡する。

（３）　応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、災害により河川、砂防施設等が被災し、甚大な水害が発生、又は発生するおそれがあると認める場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し適切な操作を指示し、必要に応じ水防上適切な措置を講じる。

第２項　災害の発生、拡大防止

市は、被災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して危険箇所の点検を実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や住民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

また、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急対策（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、風倒木の除去等）を実施する。

第11節　避難計画

（市各課、県、消防署、警察署、自衛隊）

災害の発生のおそれがある場合、又は被災後の二次災害（土砂災害、風倒木、火災等）から住民の人命、身体を保護するため、市は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとる。

また、避難措置に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ避難準備・高齢者等避難開始の発令あるいは早目の避難勧告・指示（緊急）を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

第１項　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域

１　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令

避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告・指示（緊急）を発令する者は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」「津波避難計画」に基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

（１）避難が夜間になる場合の日没までの避難

避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難勧告等の発令に努めるものとする。

（２）屋内での退避等の安全確保措置

避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

避難準備情報

避難指示者	発　令　時　の　状　況	根拠法令
市　　長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	

避難勧告

避難指示者	発　令　時　の　状　況	根拠法令
市　　長	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	災害対策基本法第 60 条
知　　事	市長ができない場合（代行）	災害対策基本法第 60 条

警 察 官	市長から要請がある場合又は市長が避難の勧告をするいとまがないとき	災害対策基本法第 61 条
自 衛 官	警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条

※　土砂災害警戒情報が発表された場合、水防団、区長等の協力を得ながら土砂災害危険箇所等の状況を確認するとともに危険地区周辺における土砂災害危険度情報、連続雨量等を勘案して、市長が危険と判断したときは、早急に防災行政無線、広報車を利用して危険地区に対し避難勧告を行う。

避難指示

避難指示者	発　令　時　の　状　況	根拠法令
市　　長	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況	災害対策基本法第 60 条
知　　事	市長ができない場合（代行）	災害対策基本法第 60 条
警 察 官	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまがないとき	災害対策基本法第 61 条
	危険が目前に迫っているときに行い、勧告よりも拘束力が強い。（警告）	警察官職務執行法第 4 条
自 衛 官	警察官がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条

2　警戒区域の設定

災害の発生のおそれがある場合、又は被災後の二次災害（土砂災害、風倒木、火災等）から住民の人命、身体を保護するため、特に必要と認める時は警戒区域を設定し、区域内への立ち入り制限・禁止や区域からの退去命令を実施する。

なお、警戒区域の設定には強制力があり、従わない場合は罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。

発令者	発令時の状況	根拠法令
市　　長	災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第 63 条
知　　事	市長ができない場合（代行）	災害対策基本法第 73 条
消防吏員 消防団員	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	

警 察 官	①　上記の場合において 　ア　市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき 　イ　市長から要求があった場合 ②　市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法 第 63 条 警察官職務執行法 第 4 条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は上記①の場合で、ほかに職権を行う者がいないとき	自衛隊法 第 94 条

第２項　避難誘導等

１　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定を行った場合は、地域の居住者、滞在者その他の者に次の内容を明示して行う。

（１）発令者
（２）避難対象地域
（３）避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定を発令する理由
（４）避難先及び避難経路
（５）避難時の留意事項等

２　関係機関への連絡及び住民への伝達

（１）　関係機関への連絡

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令、警戒区域の設定を行った者又はその者が属する機関は、関係機関（市、県、警察署、消防署、自衛隊及びＮＨＫ佐賀放送局等）と、その内容を相互に連絡する。

（２）　住民への伝達

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令、警戒区域の設定を行った者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、当該地域の市民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

市民への伝達に当たっては、避難行動要支援者及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防署、消防団、行政区、民生委員等を活用する。

ア　市防災行政無線（屋内放送システム含む）
イ　広報車、消防団小型動力ポンプ積載車
ウ　サイレン、警鐘
エ　テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）の放送
オ　携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、緊急速報メール等）

カ　その他実情に即した方法（ＦＡＸ、市ホームページ、ソーシャルメディア等）

※ なお､テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールについては､県が主体的に実施する｡必要な情報については市町からの情報提供のほか、県はリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努めるものとする。

3　避難誘導

避難の勧告・指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ。）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、避難の勧告・指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

発災時は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

市、防災関係機関は、消防職団員、警察官、市町職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

4　避難

（1）　小規模な避難

避難の勧告・指示等が実施された場合は、その対象となった市民等は、勧告・指示等の内容に従い、逃げ遅れ等がないように、近所の住民同士、声をかけあって避難する。

また、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両、船舶等を準備し援助する。

（2）　広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市

町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域避難のための要求を当該市町に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等について助言を求めるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

（３）　自主避難

市は、土砂災害などの前兆現象が確認できた場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらゆる機会、方法を活用して、その知識の普及を図る。

また、崖崩れなど前兆現象が出現した場合において、現場周辺住民より自主避難の要望、問合せがあったときは、市は、避難先を斡旋するなど適切な措置を講じ、円滑な受け入れを図るよう関係者（避難所の管理者等）へ連絡、調整を行う。

（４）　原子力災害における避難

ア　避難の指示等

緊急事態宣言が発出された場合、ＵＰＺ区域外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、ＯＩＬの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難勧告若しくは避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

市長は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

市は、避難を受け入れる場合、玄海町及び関係周辺市の避難計画に定める避難所を提供し、避難所において玄海町及び関係周辺市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

住民避難の支援が必要な場合には、市及び県は連携して国に要請するものとする。

屋内退避の指示を行った地域について、退避の期間が長期に及ぶ又はその恐れがある等必要と認めた場合、国及び県と調整のうえ、国の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、当該地域の住民等に対して避難勧告又は

避難指示を行う。

イ　情報の提供

市及び防災関係機関は、避難誘導時において、住民等に向けて、避難所やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努める。

ウ　避難状況の確認

避難勧告又は避難指示を行った場合は、避難所における確認等により住民の避難状況の確認を行うものとする。

なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指すものとする。

市及び県は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定した避難所以外に避難した場合等に、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図るものとする。

≪避難等に関するＯＩＬ≫

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難なものの一次屋内退避を含む）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm※3 （皮膚から数cmでの検出器の計数率） β線： 13,000cpm※4 【１ヶ月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準※5	20μSv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。※5

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※２　本値は地上 1ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20cm2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第３項　主な施設における避難

学校、医療機関、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の勧告・指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

なお、避難等を実施した場合は、市に速やかにその旨連絡する。

第４項　避難場所及び避難所の開設・運営

１　避難場所及び避難所の開設

災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、切迫した災害の危険からのがれるための指定緊急避難場所及び一定期間滞在して避難生活を送る指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、民間賃貸住宅、福祉施設又は旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

避難所を開設した場合、開設日時・場所、箇所数及び収容人員、設置期間の見込み等の開設状況について、避難所リストを作成し、速やかに県に報告する。

なお、災害が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合、市は、「第２項　避難誘導等　２　避難　（２）広域的な避難」に定めるところにより、県内の他市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行う。

２　避難所の運営管理等

市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

（１）避難者情報の把握及び開示

市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。また、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている在宅等被災者に係る情報についても早期に把握するよう努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

（２）生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも配慮する。

（３）男女双方の視点等への配慮

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難

所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

（４）要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

（５）食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

（６）相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含めについては、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

（７）生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

（８）避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

（９）在宅避難者への配慮

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

第12節　応急住宅対策計画
（総務課、企画財政課、都市建設課）

災害時に避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、市は、関係機関と相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第１項　被災住宅の応急危険度判定等

１ 広報活動

市は、地震発生後、被災住宅が余震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、県と連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

２ 被災住宅の応急危険度判定

市は、技術職員により又は県であらかじめ養成し、登録している「建築物応急危険度判定士」の協力を得て、被災住宅の応急危険度判定を行い、応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等を実施する。

第２項　応急仮設住宅の建設及び運営管理等

１　応急仮設住宅の建設

市又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、県を通じて資機材の調達に関して要請するものとする。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮する。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

２　応急仮設住宅の運営管理

市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止

するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

３　民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。

また、県は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

第３項　被災住宅の応急修理

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

なお、修理を受ける者の選定及び修理費用等は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

第４項　公的住宅等の提供

１　公的住宅の提供

（１）公営住宅

市及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

このための連絡・調整窓口として、県は、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

（２）職員宿舎

県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舎の空室を活用するものとする。

２　企業等の施設の供与

市及び県は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他の施設の供与について協力を要請する。

第13節　交通及び輸送対策計画
（総務課、都市建設課、農林水産課）

災害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者及び県警察は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策に実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第１項　交通対策

１　陸上交通

（１）　道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア　交通安全施設の機能維持

警察署及び道路管理者は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

イ　通行禁止区域の指定等

警察署は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

ウ　障害物の除去等

道路管理者は、警察署、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路における道路啓開等を優先的に実施する。

エ　車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ　道路の応急復旧

道路管理者は、災害により道路に破損、欠壊等が生じ、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、

この場合は、緊急輸送道路に指定されている道路を最優先する。

（２）　通行の禁止又は制限に関する広報

警察署は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、佐賀県警察本部、県、道路管理者、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、広報を実施する。

（３）　運転者に対する広報

警察署、道路管理者は、防災関係機関と協力し、災害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

ア　走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ　避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。

ウ　通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。

エ　通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

２　航空交通

市は、災害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行なわれるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

第２項　輸送対策

１　緊急輸送の実施

各防災関係機関は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行う。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

（１）人命の安全

（２）被害の拡大防止

（３）災害応急対策の円滑な実施

２　輸送の対象

（１）　第１段階（災害発生直後）

ア　救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

イ　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員

エ　負傷者等の医療機関への搬送

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

（２）　第２段階（災害応急対策時）

ア　上記（1）の続行

イ　食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

（３）　第３段階（災害復旧対策時）

ア　上記（2）の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

３　輸送手段の確保

市及び各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し緊急輸送を行う。

なお、必要な車両等輸送手段を確保できない場合は、県を通じてその調達又は斡旋を要請する。

（１）　車両

ア　市有車両の提供

イ　市内バス・タクシー会社に対して民間車両の調達又は斡旋を要請

ウ　福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
エ　自衛隊に対して応援を要請

（２）　鉄道
九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社九州支社に対して協力を要請

（３）　航空機（ヘリコプター）
ア　ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
イ　消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対して応援を要請
ウ　自衛隊に対して災害派遣による応援を要請

4　緊急輸送の優先
各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、災害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5　緊急通行車両の確認及び事前届出
市が所有する災害時における緊急通行車両について、事前に県公安委員会（県警察）に確認申請を行い、標章及び証明書の交付を受けておく。

6　緊急輸送のための燃料の確保
緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

【資料編】
○庁用車一覧

第14節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画
（総務課、水道課、保険健康課、福祉事務所）

第１項　食料の供給計画

１　調達、供給

市は、独自で食料の確保が困難となった被災者（自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者を含む。）に対し、要配慮者に配慮しながら食料を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

ア　市内業者との災害時支援協定に基づき、業者等に対し食料等の供給を要請する。

イ　近隣市町との相互応援協定に基づき、近隣市町に対し、食料援助を要請する。

ウ　このような措置を講じても、なお必要な食料の確保が困難な場合は、県に対し、応援を要請する。

エ　市は、県等から食料の供給を受けたときは、それを被災者に適正かつ円滑に供給できるようあらかじめ体制を整備する。

２　災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し

災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするとき、市は、農林水産省の定める「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

３　炊出し、給与

市は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊出し、食料の給与を行う。なお、炊出しには、乳幼児用のミルクを含む。

第２項　飲料水の供給計画

１　水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第１８節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

２　応急給水

市は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次にとおり応急給水活動を実施する。

ア　浄水場、配水池が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は化学的処理を加えて水を確保する。

イ　必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ　浄水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。

エ　あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、トラック等による応急給水を実施する。

オ　応急給水に当たっては、迅速かつ的確に住民への周知徹底を図る。

カ　自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

3　応援要請

重大な水道被害等が発生したとき、自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、県、日本水道協会佐賀県支部に対し、応援を要請する。

（1）　要請の方法

電話、ＦＡＸ等により要請し、後日文書で提出する。

（2）　要請時の報告内容

①被害の状況　　②応急給水用資機材とその数量

③応援人員とその数量　　④水道資材とその数量

⑤機械器具とその数量　　⑥その他応援を要請したい事項

第３項　生活必需品等の供給計画

災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1　生活必需品等の品目

品　　目	内　　容
寝　　具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣　　類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ、パンツ等の下着類（布地支給は適当でない。）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食　　器	茶碗、皿、はし等
日　用　品	オムツ（大人用・子ども用）、生理用品。ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウェットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光熱材料	マッチ、カセットコンロ、カセットガスストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
情報機器	ラジオ、乾電池等

２　調達、供給

市は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自ら備蓄していた生活必需品を放出する。

なお、備蓄分では不足する場合、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

３　調達した生活必需品等の集積場所

市は、供給作業の効率を図るため、業者又は県から調達した生活必需品等を、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ここを拠点としてボランティア等の協力を得ながら、調達した生活必需品等について迅速に荷分け、輸送作業を行い、適正に被災者に供給する。

なお、市、県の集積場所は次のとおりとなっている。

≪市の集積場所≫

市民会館（ホワイエ）

≪県の集積場所≫

佐賀県消防学校	佐 賀 市
佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館	
唐津市文化体育館	唐 津 市
佐賀県競馬場	鳥 栖 市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型屋内多目的広場「みゆきドーム」	嬉 野 市

第４項　物資の配送計画

１　基本方針

災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資（市の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

（１）　災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合において、調達物資及び義援物資は、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼する。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「第２章 第１３節 第２項 輸送対策」に定めた輸送

手段により配送するものとする。

（２）　支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、県民、市町及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、市及び県は、これに対応できる体制を整備するよう努める。

２　物資の配布

（１）　市

市は、被災者が置かれている環境に応じてあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

（２）　県

市町からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の支援物資を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市町が物資の配送を円滑に行えない場合において市町から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、被災市町が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

３　在宅等被災者への対応

大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

第15節　広報、被災者相談計画
（市各課）

災害時には、被災地や隣接地域の住民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、市、消防署を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

また、被災者等市民からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて相談窓口の設置に努める。

なお、活動に際しては、要配慮者に十分配慮し、消防署、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行う。

第１項　住民への情報提供

１　災害広報の実施

市は、防災関係機関と緊密な連携をとり、災害状況に関する情報や、生活関連情報等で被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用して提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、報道機関の協力を得ながら、正確な情報の提供を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

被災者への状況提供にあたっては、県及び市町は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

（１）　広報の内容及び方法

市の地域内の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは警察署を始めとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア　広報内容

①　気象等予警報及び気象情報

・雨量、河川水位の状況

・浸水、高潮、土砂災害の発生状況等
・住民のとるべき措置
（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
・避難の必要性の有無

② 災害発生直後の広報
・災害発生状況（人的、住家被害等）
・災害応急対策の状況（地域ごとの取組み状況等）
・道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
・公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
・ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
・医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
・安否情報の確認方法（関連サイトの URL や災害用伝言サービス等の案内）
・二次災害等の見込み

③ 応急復旧活動
・住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
・食料・飲料水・生活必需品等の配給状況
・その他生活に密着した情報
（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）

④ 外部からの支援の受入れ
・ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）
・義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報

⑤ 被災者に対する広報
・安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況安否情報の提供

⑥ その他の必要事項
・災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

イ　広報の方法

市は、保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

また、必要に応じて災害ＦＭの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）とともに、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。

なお、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティＦＭを含む。）等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

① 市防災行政無線、屋内放送システム、CATV 等による広報
② 広報車による広報（消防団小型動力ポンプ積載車を含む）
③ ハンドマイクによる広報
④ 広報誌、掲示板による広報
⑤ インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報
⑥ 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、緊急速報メール（緊急情報に限る）等）による広報

（２）　報道機関に対する広報

市広報担当課は、定期的にプレスリリースや記者発表等による広報を実施する。

第２項　被災者相談

市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り住民等からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速な対応を行う。

市は、必要と認める場合は、住民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、パソコン等を備え、各課の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

≪各課の相談等窓口≫

総 務 課	罹災証明の発行、法律相談	商工観光課	商工業全般、職業の斡旋
市 民 課	遺体の埋葬許可、外国人	農林水産課	農林水産業全般、農業施設、漁港
税 務 課	税の減免	都市建設課	市営住宅
保険健康課	健康相談、カウンセリング(保健師)、高齢者相談、乳幼児相談	環境下水道課	下水道、環境衛生全般（ゴミ、し尿）
福 祉 課	障害者相談、児童・学童相談	都市建設課	道路、橋梁、河川、都市公園、崖地等危険箇所
生涯学習課	文化財		重要伝統的建造物群保存地区
水 道 課	上水道、給水	教育総務課	教育相談、学校

第３項　安否情報の提供

市、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察署と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中には、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第16節　文教対策計画
（教育委員会、生涯学習課、給食センター、福祉課、県）

市内にある保育園、幼稚園、小中高等学校（以下「学校等」という。）は、災害時において生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第１項　生徒等の安全確保措置

１　臨時休校等の措置

学校等は、災害の発生時又は発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

なお、休校等の措置を決定した場合は、直ちにその旨をテレビ等によって生徒等へ周知徹底させる。

２　登下校での措置

学校等は、災害の発生又は発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

なお、登下校においては、注意事項を十分に徹底させるとともに、ＰＴＡ等の協力のもと監視員等を配置するなど生徒等の安全を確保する。

３　応急救助及び手当の措置

学校等において、災害により生徒等が負傷などした場合は、応急救助及び手当などの適切な措置を行うとともに、市、その他関係者へ早急に連絡する。

第２項　学校施設の応急復旧

１　被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、災害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査し、その点検結果を市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

私立の学校等も同様に学校施設の被災状況を調査し、その結果については、設置者等へ連絡するとともに市及びその他必要な機関に対し連絡する。

２　応急復旧

市、県は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。

私立の学校等の設置者等も同様に被災した学校施設の応急復旧に努める。

第３項　応急教育の実施

学校等の設置者は、災害により学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

１　応急教育の実施場所

第１順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第２順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第３順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第４順位	応急仮校舎の建設

２　応急教育の方法

（１）　生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む。）及び通学路の被害状況を把握する。

（２）　教職員を動員し、授業再開に努める。

（３）　応急教育の開始時期及び方法を生徒等及び保護者に周知徹底する。

（４）　生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

（５）　生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

３　教職員の確保

教育委員会は、災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

４　学用品の調達、給与

（１）　教科書

市は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、市全体分をまとめ、県に報告する。

（２）　教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中

学部生徒を含む）に対して必要な学用品を支給する。

なお、支給の対象となる学用品は次のとおり。

ア　教材（当該学校において使用されている教材で承認を受けているもの）

イ　文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、絵具類、画用紙、定規類）

ウ　通学用品（運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類）

５　給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合は、市又は県、私立の学校等の設置者等と連絡を取り、必要な措置を講じる。

給食センターが避難者炊出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

６　保健衛生の確保

学校等は、市、県と連携し、必要に応じ学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第４項　被災生徒等への支援

県は、災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

第５項　避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援する。

収容場所の開設順序としては、**体育館等→特別教室→普通教室**の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第17節　公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画
（都市建設課、農林水産課）

第１項　被害状況等の把握・連絡

災害により公共施設等（道路、橋梁、河川、海岸、砂防施設等、治山施設等、農地農業用施設）に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、施設の管理者は、速やかに巡視、点検を実施し、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

第２項　応急復旧

施設の管理者は、施設が被災した場合には、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないよう速やかに応急復旧を実施する。

・道路、橋梁：緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、障害物の除去、啓開等を行う。
・河川、海岸：浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。
・砂防施設等：砂防施設等の修復、崩落土砂の除去、仮設防護柵設置等を行う。
・治山施設等：治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等を行う。
・農地農業用施設：防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有する施設の応急復旧を迅速に行う。

第３項　官庁施設

官庁施設の管理者は、官庁施設が災害応急対策の際の中枢となることから、被害を受けた場合は、速やかに機能回復を図る必要があることを踏まえ、地震災害時には、建物構造、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講じる。

なお、この場合、建築物応急危険度判定士、その他建築・設備技術者等と連携を取りながら行う。

第18節　ライフライン等公益施設の応急復旧計画
（水道課、環境下水道課、各事業所）

第１項　水道施設

水道事業者は、あらかじめ、指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携をとりながら応急復旧に努める。

被害が甚大な場合は、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部、県へ応援を要請する。

また、市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供する。

第２項　下水道施設

市は、被害状況を迅速に把握し、応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、住民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供する。

第３項　電力、電話

各施設の事業者は、災害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき各施設に係る災害応急対策を実施する。

（１）　電力：九州電力株式会社

（２）　電話：西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州
ａｕほか

第４項　ガス施設

災害が発生した場合は、保安規程及びあらかじめ作成している防災業務計画に基づき応急、復旧対策の措置を講ずる。

第５項　鉄道施設

鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）は、災害時における輸送の確保を図るため、被害を最小限にとどめるよう、必要な応急措置を機敏かつ適切に実施する。

（１）　災害時の運転規則

（２）　災害時の代替輸送方法
（３）　災害時の緊急連絡通報体制
（４）　施設の応急復旧

第19節　災害対策用機材、復旧資材等の調達
（総務課、都市建設課、防災関係者）

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧用資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により確保する。

第１項　災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し斡旋を要請する。

第２項　復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

第20節　福祉サービスの提供計画
（市民課、福祉課、保険健康課、教育委員会）

災害時に、高齢者、障がい者、児童等への福祉サービスの提供が滞ることがないよう、市は、各関係機関と相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第１項　対象者の状況の把握

１　高齢者、障がい者

市は、災害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、居宅介護支援事業者等を中心とした調査チームを編成し、避難行動要支援者名簿等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況の把握等の実態調査を行う。

２　要保護児童等

市は、災害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童等の発見、把握を行う。

（１）　児童福祉施設及び避難所における被災児童等の実態を把握する。

（２）　住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、要保護児童等を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第２項　高齢者及び障がい者対策

１　緊急保護

市は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取り扱いが円滑、的確に行われるよう手続きの弾力的な運用等による緊急保護体制の整備を図る。

２　在宅サービス体制

市は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等へのホームヘルプサービス、デイサービス等の在宅福祉サービス体制を緊急に整備する。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど万全の措置を講じる。

第３項　要配慮者対策

災害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、

要保護者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

そこで、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

１　要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

（１）　避難所へ移動すること。

（２）　社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

（３）　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

２　要配慮者に対する居宅介護支援事業者、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災１週間を目途に組織的・継続的に開始できるように、災害発生後２～３日目から全ての避難所を対象とした要援護者の把握調査を開始する。

第４項　児童等対策

１　保護等

市は､保護を必要とする要保護児童等を把握した場合には､その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所へ送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

２　メンタルヘルス対策

県は、被災児童等の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

３　児童等の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により要保護児童等を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況､児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第21節　ボランティアの活動対策計画
（社会福祉協議会）

第１項　受入れ体制の整備

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

県・市災害ボランティアセンターは、速やかに市センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに、佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

市及び県は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、日本赤十字社佐賀県支部、県・市災害ボランティアセンターが行う活動を支援し、協力する。

第２項　ニーズの把握、情報提供

現地本部は、市及び防災関係機関と連携し、被災状況の把握・被災者ニーズ調査を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う。また、被災状況・ニーズ調査結果等の報告を県本部へ行い、災害ボランティアコーディネーターの派遣要請等早期に着手する。

市は、現地本部等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、ボランティア活動支援機関に対し情報を提供する。

さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

≪現地本部及び県本部の業務（例示）≫

1　災害及び被災状況の情報収集
2　ボランティアニーズの把握
3　ボランティアの受付、登録
4　ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
5　ボランティアの派遣・撤収の指示
6　ボランティア活動の記録
7　現地本部及び県本部の運営に必要な資機材の調達
8　関係機関との連絡調整

第３項　支援

市は、必要に応じボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び鹿島市社会福祉協議会、その他のボランティア活動支援機関は、ボランティアの活動状況を把握するとともに活動環境について配慮する。

第22節　外国人対策
（市民課）

第１項　救護

市は、災害時に必要と認める場合は、外国語が話せるボランティアの協力を得ながら外国人について安否確認、避難誘導、救助活動を行う。

第２項　生活支援

（１）　情報提供

市は、必要に応じ報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

（２）　避難所における相談体制の整備

市は、避難所において被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するためボランティアの協力を得ながら相談体制を整備する。

第３項　応援

市は、外国語が話せる者を確保するため、県を通じて県内の他市町、他県に対し、関係職員等の派遣を要請する。

第23節　義援物資、義援金対策計画
（企画財政課、福祉課、保険健康課）

災害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受付け、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第１項　義援物資

市は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

≪義援物資等受付窓口≫　　鹿島市役所企画財政課
≪義援物資等集積場所≫　　保健センター　いきいきルーム

１　受入の基本方針

（１）　企業・団体等からの大口受け入れを基本とし、個人からの物資は原則として受け取らない（個人には、義援金としての支援に理解を求める）。

（２）　腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。

（３）　物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。

（４）　可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

２　受入の広報

市及び県は、円滑な物資の受け入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供を要請する。

（１）　受付窓口

（２）　受入を希望する義援物資と受入を希望しない義援物資のリスト
（時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める。）

（３）　送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。）

（４）　個人からは、原則義援金として受付

（５）　一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

３　受入れ、仕分け、配分

市は、被災者が置かれている環境にかんがみあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て義援物資を収集するとともに、当該義援物資を被災者に公平にいきわたるよう配慮して配分する。

配分作業の効率化を図るため、義援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けした後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、地震災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町に対して義援物資の配送について支援を要請する。

また、大規模な災害が発生すると、自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でもライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合があることに配慮し、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うものとする。

第２項　義援金

１　受付け

市は、必要に応じて、速やかに、義援金の受付に関する窓口を設ける。

日本赤十字佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。

佐賀県共同募金会も同様に義援金の受付体制を整備する。

２　受け入れ、保管、配分

市は、寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管する。

日本赤十字佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受け入れ、適切に保管する。

県、日本赤十字佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

義援金配分委員会は、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分にあたっては、義援金の受入額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定するものとする。なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、１次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため１か月以内を目安に決定することとする。

市は、自ら直接受け入れた義援金並びに日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。

【資料編】

○日本赤十字社の災害救援物資等配分基準

第24節　災害救助法の適用
（総務課、企画財政課）

第１項　救助の本質

１　災害救助法による救助は、災害の発生に際して食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。

２　災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

３　国の責任において行われ、市、県、日本赤十字社その他の団体及び市民の協力の下に行われる。

第２項　実施主体

知事は、災害救助法による救助を実施し、市長はこれを補助する。
ただし、救助に関する職権の一部を市長に委任したときは、市長が救助を実施する。

第３項　適用基準

災害救助法による救助は、市の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

１　市における住家の被害が、５０世帯に達したとき。

２　被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が１，０００世帯以上であって、市の被害世帯数が２５世帯に達したとき。

注）　被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流失等の 1/2 世帯、床上浸水の場合は 1/3 世帯として換算する。

３　被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が５，０００世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

４　市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
（１）　災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

（２）　多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

第４項　被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。

よって、市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

なお、認定基準は、次のとおりである。

①　住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも１戸の建物に限らない。

②　世帯

生計を１つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば２世帯となる。

③　死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

④　行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

⑤　負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要があるもの。

うち、重傷は１ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は１ヶ月未満で治癒できる見込みのものをいう。

⑥　全焼、全壊、流失

住家がその居住のための基本機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものをいう。

⑦　半焼、半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が

その住家の延床面積が２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものをいう。

⑧　床上浸水

上記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

⑨　床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

⑩　一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

第５項　救助の種類

救助法の適用後の救助業務は、知事が国より全面的に委任を受けて実施する。この法律による救助は、災害の発生と同時に迅速に行う必要があるため、県では救助に関する職権の一部を市長に委任している。

なお、市長は委任された救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

【市長が県より委任されている内容】

1　避難所、応急仮設住宅の供与
2　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3　被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
4　医療及び助産
5　災害にかかった者の救出
6　災害にかかった住宅の応急修理
7　学用品の給与
8　埋葬
9　死体の捜索及び処理
10　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去

第25節　行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬
（総務課、市民課、消防機関）

災害時に多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、警察及び海上保安部による検視のほか、市は的確に捜索、処理収容、火葬を実施する。

第１項　捜索

市及び消防機関は、国、自衛隊、県、警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う。

第２項　処理収容

１　検視、身元確認

市及び消防署等は、被災現場（海上を含む）において死体を発見した場合、警察又は海上保安部に連絡する。

警察又は海上保安部は、市及び消防機関から連絡があった場合又は自ら被災現場において死体を発見した場合は、発見場所において、相互に連携をし、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体又は死体の引き渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、死体が一時収容される安置所において検視を行う。

２　死体の収容

市は、必要に応じ、死体の一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設ける。

市は、警察等から死体の引き渡しがあった場合は、死体を安置所に搬送し、収容する。

また、市は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置・収容に必要な物品を調達する。

３　死体の処理

市は、死体の識別等のため死体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は医療救護班による死体の検案（医師による遺体の検査）を実施する。

４　遺族への遺体引渡し

市は、安置していた死体の身元が判明した場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡す。

第３項　火葬

市は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引き渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

市は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

県は、市から要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、他の市町の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

また、県、市町及び広域圏事務組合は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

【資料編】

○火葬場

第26節　廃棄物の処理計画
（環境下水道課）

災害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、迅速かつ適切に収集処理を行い、必要に応じ廃棄物施設の応急復旧を実施する。

第１項　役割

１　市

（１）　事前に災害時の災害廃棄物処分計画を策定する。

ア　風水害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容

①　被災地域の予測
②　風水害廃棄物発生予測量
③　仮置場の確保と配置計画・運営計画
④　仮設トイレ調達、設置、運営計画
⑤　排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順
⑥　市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
⑦　仮置場での破砕・分別体制
⑧　収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
⑨　収集運搬車輌とルート計画
⑩　災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
⑪　住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

イ　地震災害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容

①　がれき等の災害廃棄物発生量の推計
②　仮置場の確保と配置計画・運営計画
③　仮設トイレ調達、設置、運営計画
④　排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
⑤　市町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
⑥　有害廃棄物対策（特にアスベスト）
⑦　収集運搬車輌とルート計画
⑧　災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
⑨　住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

（２）　収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損個所等の措置を行う。

（３）　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。

（４）　予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。

（５）　必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。

（６）　必要に応じ、仮設トイレを設置する。

２　住民、事業者

（１）　災害廃棄物を適正に分別し、排出する。

（２）　不必要に廃棄物を排出しない。

第２項　し尿の処理

１　仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、仮設トイレを調達し、避難所や被災地域内に設置する。

市は、予め、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

なお、設置の際、洋式トイレを設置するなど高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

２　処理方法

（１）　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

（２）　予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレの状況によりし尿処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。

（３）　水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、優先的に汲み取りを行う。

（４）　収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

（５）　必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。

（６）　必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

第３項　ごみの処理

市は、予め策定した災害時の災害廃棄物処理計画に基づき、一般家庭、避難場所等からの生活ごみ、粗大ごみ及び大量に発生するがれきについて、ごみ処理実施方針を立て、収集運搬及び処分を行う。

収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、仮置き場にごみを搬入する。

（１）　処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

（２）　市は、事前に策定した風水害時の一般廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実施方針を立てる。

（３）　道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。

（４）　廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。

（５）　仮置き場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。

（６）　建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。

（７）　災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）等の規定に従い、適正な処理を図る。

（８）　有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置き場での環境汚染を防止する。

（９）　必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。

(10)　必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。

(11)　最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

≪ごみ集積所≫　　大木庭浄水場建設予定地

【資料編】

○廃棄物処理施設整備状況

○廃棄物収集運搬資機材の整備状況

第27節　防疫計画
（保険健康課、環境下水道課）

災害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号、以下「感染症法」という。）に基づき、市は、県と相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

第１項　防疫活動

（１）　防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、災害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

（２）　疫学調査への協力

市は、地区衛生組織、地区医師会等関係機関の協力を得て県が実施する疫学調査に協力する。

（３）　清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つ。

（４）　消毒

市は、県の指示に従い、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第２７条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理者等に対し、消毒を命じる。

（５）　ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、県の指示に従い、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

（６）　避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、衛生薬業センター等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

（７）　臨時予防接種

市は、県の指示に従い、感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第６条の規定による臨時予防接種を実施する。

（８）　生活用水の供給等

県が、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、必要があると認

められるときは、感染症法第３１条第２項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活用水管理者に対し、期間を定めてその使用又は供給を制限、又は禁止を命じた場合、市は、感染症法第３１条第２項の規定により、県の指示に従い生活用水を供給する。

供給量は１人１日当たり約２０リットルを標準とする。ただし、大規模な災害等のため標準量の供給が困難な場合は、３～５リットル程度とする。

第２項　情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に報告するとともに、住民に対して各種感染症に関する情報を広報する。

第３項　防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し防疫用薬剤の供給の要請を行う。この措置を講じても不足するおそれのある場合には、県に対し、防疫用薬剤の調達又は援助を要請する。

【資料編】

○防疫業務関係連絡系統図

第28節　保健衛生計画
（保険健康課）

市及び県は、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

特に、災害時援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、実施する。

【資料編】

○巡回健康相談等ボランティア協力体制

第29節　病害虫防除、動物の管理等計画
（環境下水道課、農林水産課）

第１項　病害虫防除

市は、災害時における病害虫のまん延を防止するため、県及び佐賀県農業協同組合等と連携して、被災農家に対し必要な防除対策を講じるよう指導する。

（１）　既設防除器具の活用

（２）　集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病害虫については、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

（３）　防除薬剤の確保

防除薬剤は、佐賀県農業協同組合や農薬卸売業者からの調達を図るが、不足する場合には、市は、県等と連携のうえ、その調達に努める。

第２項　家畜の管理、飼料の確保

１　避難対策

市は、災害が発生し、畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の家畜の避難施設を設置する。

２　防疫

市は、県から家畜の防疫対策に関して協力要請があった場合は協力する。

３　管理指導

市は、県から家畜の防疫対策に関して協力要請があった場合は協力する。

４　飼料の確保

市は、災害により飼料の確保が困難になった場合、県に対して、国が備蓄する備蓄用飼料穀物の売渡しを要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対して必要数量の確保及び供給について要請を行う。

第３項　家庭動物等の保護等

市は、災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。

第30節　危険物等の保安計画
（各事業者）

第１項　火薬類事業者との連携

１　被害状況の把握、連絡

火薬類の製造業者、販売業者及び消費者（以下「火薬類事業者」という。）は、地震により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

また、火薬類事業者は、地震による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防署、警察署、県、市その他防災関係機関に対し情報の連絡を行う。

２　施設の応急措置

火薬類事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

３　その他の応急措置

市は、警察署及び県と連絡をとり、必要と認める場合は、警察署により火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りの要請を行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。

警察署、海上保安部は、市からの要求により、火薬類事業者に対し、必要な限度において、災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。実施した場合は、その旨を市に通知する。

４　応援要請

火薬類事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業者等に対し、協力を求める。

第２項　高圧ガス事業者との連携

１　被害状況の把握、連絡

高圧ガスを販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防署、警察署、県、市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

２　施設の応急措置

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

３　その他の応急措置

警察署は、県及び市と連絡をとり、必要と認める場合は、高圧ガス事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

警察署は、市から要求があったときは、高圧ガス事業者に対し、必要な限度において災害を拡大させるおそれがあると認められる施設等の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。実施した場合は、その旨市に通知する。

４　応援要請

高圧ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し協力を求める。

第３項　石油類及び化学製品類

１　被害状況の把握、連絡

石油類及び化学製品類関係の事業所の管理者等は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防署、警察署、県、市その他防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

２　応急措置

石油類及び化学製品類関係の事業所の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

（１）　危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

（２）　危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

（３）　危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置

（４）　異常が認められた施設の応急措置

３　その他の応急措置

市又は消防署は、必要に応じ、石油類関係の事業所の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

４　応援要請

石油類関係の事業所の管理者等は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第４項　放射線同位元素等の使用者との連携

（放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射線同位元素等の使用者」という。）

放射線同位元素等の使用者等は、地震により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

（１）　発見した場合は、直ちに、その旨を県警察又は海上保安部に通報する。

（２）　施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。

（３）　汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。

（４）　放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。

（５）　放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。

（６）　その他必要な防止措置を講じる。

第５項　毒物・劇物取扱者との連携

（毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物取扱者等」という。）

毒物・劇物施設が地震により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

1　毒物・劇物取扱者等は、ただちに、市、県、保健福祉事務所、警察署、消防署に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

2　市、県、警察署、消防署は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。

（1）　被災者の避難誘導、救出・救護

（2）　警戒区域の設定

（3）　被害区域の拡大防止措置

（4）　住民に対する広報

（5）　毒物・劇物取扱者等に対する指導

第31節　石油等の大量流出の防除対策計画
（事業者）

地震災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

第１項　通報連絡

石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行う。

（１）　通報連絡の系統

①　内水面への流出の場合

発見者又は石油等が流出した石油等の取扱事務所は、市又は消防機関に通報する。

通報を受理した市又は消防機関は、相互の連絡を行い、必要に応じ、土木事務所、保健福祉事務所、県へ連絡する。

②　海域への流出の場合

発見者又は石油等が流出した石油等の取扱事務所は、市又は消防機関に通報するとともに、海上保安部（三池）及び海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者へ通報する。

通報を受理した市又は消防機関は、相互の連絡を行い、県へ連絡する。

【資料編】

○通報連絡の系統（内水面への流出の場合）

○通報連絡の系統（海域への流出の場合）

（２）　通報連絡の内容

①　石油が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量

②　発生日時及び場所

③　石油等の流出の概要

④　気象、海況の状況

⑤　流出石油等の状況

⑥　今後予想される災害

⑦　その他必要な事項

（３）　住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について周知する。

この際、市等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

第２項　応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

（１）　石油等の取扱事業所の応急対策

①　河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡

②　オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は化学処理

③　石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え

④　事業所の従業員等の救助

⑤　火災等二次災害発生の防止

（２）　防災関係機関の応急対策

①　河川管理者又は海上保安部は、石油等が河川又は海域に大量流出した場合、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。

②　主な応急対策

ア　石油等の取扱事業所の従業員等の救助

イ　流出石油等の拡散防止

ウ　消火対策等

エ　漂着石油等の処理

オ　流出石油等の防除資機材の調達

第32節　放射性物質による汚染への対応計画
（総務課、環境下水道課、農林水産課、商工観光課、水道課）

第１項　飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

≪飲食物摂取制限に関するＯＩＬ≫※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※3 （地上１m で計測した場合の空間放射線量率）※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	（別表を参照）	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

（別表）

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※１　ＩＡＥＡでは、ＯＩＬ６に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるＯＩＬ３、その測定のためのスクリーニング基準であるＯＩＬ５が設定されている。ただし、ＯＩＬ３については、ＩＡＥＡの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、ＯＩＬ５については

我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※２　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※３　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※４　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※５　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ―２におけるＯＩＬ６の値を参考として数値を設定する。

※６　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

（出典：原子力災害対策指針 表３）

第２項　農林畜水産物等の採取及び出荷制限

市は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの下記指示内容について周知するとともに、措置を講じるよう指示する。

（１）　農作物の作付け制限
（２）　農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
（３）　農林畜水産物等の出荷制限
（４）　肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
（５）　その他必要な措置

市は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

第３項　放射性物質による環境汚染への対処

市、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び住民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることにかんがみ、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、市町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県及び市町からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

県、市町、その他防災関係機関及び住民は、避難指示があった地域以外に関する除

染にあたっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

（１）　線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。

（２）　水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。

（３）　除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

（４）　除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

第４項　放射性物質の付着した廃棄物の処理

市は、県、国並びに原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

市及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

市及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第33節　孤立地域対策活動

（総務課）

災害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、市は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じる。

第１項　被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

市及び各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、消防団員等から被害情報を収集するか、職員や消防団員等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、ＮＴＴ回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

その他、交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

第２項　緊急物資等の輸送

市は、陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行うため、県に対し、防災関係機関や自衛隊の協力を要請する。

第３項　道路の応急復旧による生活の確保

市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する

第34節　災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール
（市各課、防災関係機関）

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の７２時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

災害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。但し、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

第１項　風水害対策に係る災害対策本部における災害応急対策の着手時期

気象警報等の発表中

【災害の発生や避難に備え警戒が必要な時期】

◇災害対策連絡室の設置
◇警報等の伝達、警戒活動、水防活動
◇気象情報等の広報
◇避難準備（避難行動要支援者避難）情報の発令、避難行動要支援者の避難開始
◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保

【氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達や土砂災害警戒情報の発表など災害発生のおそれが高まった場合】

◇災害対策本部の設置
◇警報等の情報の伝達
◇避難勧告・避難指示の発令、避難開始
◇避難勧告等の広報

――――――　≪発災（大規模風水害）≫　――――――

災害発生～２４時間（初期）

【人命優先に活動する時期】

◇防災活動体制の確立（職員の参集、通信手段・車両・燃料確保）
◇災害情報の収集・連絡
◇人命救助活動、警備活動
◇自衛隊の派遣要請、連絡調整
◇医療機関における医療活動の確保、 救護所の設置
◇輸送ルートの確保、応急対策に必要な人員及び物資の緊急輸送
◇被害情報・避難所情報など住民への情報提供、市長等の緊急メッセージ発出
◇帰宅困難者対策、外国人対策
◇県への被害状況報告
◇水防活動と二次災害防止活動
◇行方不明者の捜索

災害発生～７２時間（中期・終息期）

【被災者支援を開始する時期】

◇自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備

◇応援要請（緊急消防援助隊の派遣要請、国の機関等への応援要請、警察災害派遣隊の派遣要請、応援協定に基づく各種の応援要請）

◇医療活動（医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）含む。）の編成・派遣、ＤＭＡＴの派遣要請、人工透析受療の確保、 医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧）

◇避難所へ仮設トイレ設置・し尿処理

◇被災者相談窓口の設置

◇避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の調達供給

◇災害対策用機材・復旧資材等の調達

◇孤立地域対策（通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送）

◇ボランティアセンターの設置

◇災害救助法の適用

◇義援物資・義援金の受付窓口の設置、希望物資の情報提供

――――――　≪風水害の終息≫　――――――

終息後～７２時間

【被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期】

◇公共施設等の点検・応急復旧

◇被災者等の健康管理、食品衛生管理

◇孤立地域の道路等の応急復旧

◇災害救助法の適用

◇義援金の受入・義援物資の受入、仕分け、配分

◇ボランティアの受入

◇学校施設の応急復旧、応急教育の実施

終息後～１週間

【被災者の生活再建に向けた対策を本格化する時期】

◇公営住宅等の提供、被災住宅の応急修理

◇被災者の心のケア

◇医療、住宅、融資等の相談窓口の確立

◇被災生徒へ授業料免除等への支援

◇災害廃棄物（ガレキ等）の処理

◇家畜の避難等、家庭動物の保護

終息後～１か月

【本格的な被災者の生活再建が行われる時期】

◇応急仮設住宅の建設

◇教育の再開

◇義援金の配分

◇被害者生活再建支援法の適用

※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第２項　地震災害対策に係る災害対策本部における災害応急対策の着手時期

――――――　≪発災（震度６強）≫　――――――

～1 時間

【情報収集に全力を上げつつ、人命優先に活動する時期】

◇地震、津波の情報伝達

◇防災活動体制の確立（職員参集、災害対策本部の設置、通信手段・車両・燃料の確保）

◇災害情報の収集・連絡、県への被害状況報告

◇人命救助活動、初期消火活動、医療機関における医療活動、警備活動

◇避難所の設置、学校における生徒の安全確保

◇自衛隊への派遣要請、連絡調整

◇広報活動（被害情報・避難所情報など住民への情報提供、市長等の緊急メッセージ発出）

～２４時間

【人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始する時期】

◇自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備

◇応援要請（国の機関等への応援要請、緊急消防援助隊の派遣要請、広域緊急援助隊の派遣要請、応援協定に基づく各種の応援要請）

◇医療活動（医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）含む）の編成・派遣、ＤＭＡＴの派遣要請、人工透析受療の確保、医薬品・医療資機材の調達、医療施設の応急復旧）

◇行方不明者の捜索

◇被災者相談窓口の設置

◇輸送ルートの確保、道路・海上交通の応急復旧

◇避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の物資の調達及び供給

◇ボランティアセンターの設置

◇外国人対策、帰宅困難者対策

◇災害対策用機材・復旧資材等の調達、公共施設等の応急復旧

◇孤立地域対策（通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送）

◇避難所へ仮設トイレの設置・し尿処理

◇災害救助法の適用

◇遺体の一時安置所の確保

◇義援物資・義援金の受付窓口設置、希望物資の情報提供

◇被災者等の健康管理、食品衛生管理

◇被災建築物の応急危険度判定

～７２時間

【被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期】

◇義援金の受入

◇義援物資の受入、仕分け、配分

◇ボランティアの受入

◇学校施設の応急復旧、応急教育の実施

◇疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理

※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第３項　原子力災害対策に係る災害対策本部の応急対策の着手時期

警戒事象段階

【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】

◇防災担当部署の職員参集

◇警戒事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の情報収集

◇住民への情報伝達、問い合わせ窓口の確認

特定事象段階

【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、ＰＡＺ区域内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】

◇災害対策連絡室の設置

◇特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の情報収集

◇県からの要請を受け、緊急時モニタリングの開始

◇住民への情報伝達、問い合わせ窓口の確認

原災法１５条通報段階

【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】

◇災害対策本部の設置

◇特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の情報収集

◇防災資機材の確認

◇避難所の避難受入準備

緊急事態宣言発出後

【住民避難など本格的な応急対策を実施する時期】

◇応急対策活動情報、被害情報等の情報収集

ＯＩＬに基づく避難指示等が出された場合（大量の放射性物質が放出された場合）

【避難住民の安全確保と被災者の支援を開始する時期】

◇ＯＩＬに基づく屋内退避・避難等の指示、避難に資する情報提供、避難状況の確認（外国人対策を含む）

◇避難所の開設

◇避難者への飲食物、生活必需品等の供給

◇ＯＩＬに基づく飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限のための調査への協力

◇風評被害に対する相談窓口の設置

◇除染、廃棄物処理

大量の放射性物質放出が長期に及んだ場合

【被災者の生活再建に向けた対策の時期】

◇仮設住宅の建設、公営住宅等の提供等住居の確保

◇心のケアチームの編成・派遣、巡回健康相談、メンタルヘルス等の保健衛生

◇風評被害対策

◇家畜対策
◇義援物資・義援金の受入
◇健康管理対策
◇除染、廃棄物処理　など

第５編　災害復旧・復興計画

第１章　災害復旧・復興に向けた計画的な推進

第１節　災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進
（市各課）

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第１項　復旧・復興に係る基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は更なる災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第２項　迅速な原状復旧

市が迅速な原状復旧を目指す場合、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うこととなるが、この際は、原形復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

１　復旧事業の対象施設

（１）　公共土木施設
（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園）

（２）　農林水産施設

（３）　都市施設

（４）　上水道

（５）　社会福祉施設

（６）　公立学校
（７）　社会教育施設
（８）　公営住宅
（９）　ライフライン施設
（10）　交通輸送施設
（11）　その他の施設

２　資金の確保

市及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

（１）　国庫負担又は補助を規定している主なもの

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）
イ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）
ウ　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和３９年８月１４日建設省都市局長通達）
エ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫負担補助について（平成２年３月３１日厚生省事務次官通知）
オ　社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成７年３月３０日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
カ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）
キ　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）

（２）　地方債の発行が許可される主なもの

ア　補助災害復旧事業
イ　直轄災害復旧事業
ウ　単独災害復旧事業
エ　公営企業等災害復旧事業
オ　歳入欠かん

３　激甚災害の指定

発生した災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため市は、県と相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとる。

４　復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

５　災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

第３項　計画的復興

１　防災まちづくり

市は、次のような再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

なお、復興を進めるに当たっては、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について情報の提供を行う。

（１）　被災市街地復興特別措置法等の活用や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新

（２）　河川等の治水安全度の向上

（３）　土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保 等

２　文化財対策

（１）　指定文化財等の復旧

市（教育委員会）及び県（教育委員会）は、災害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

（２）　埋蔵文化財の保護

市は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市は、国や県・他市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第２節　被災者の生活再建等への支援
（市各課）

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保等のきめ細かな支援を行う。

第１項　被災者相談

市及び県は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第２項　災害弔慰金、見舞金等

１　災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号)、同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号）及び鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例(第 3 条)の定めるところにより災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

２　災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律、同法施行令及び鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例(第 9 条)の定めるところにより、災害により被害を受けた住民又はその遺族等に対し災害障害見舞金を支給する。

３　日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して災害見舞品等を贈呈する。

４　被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

５　罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施

するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第３項　就労支援

市は、県を通じて佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第４項　租税の徴収猶予、減免

１　国税

（１）　国税の期限の延長（国税通則法第 11 条、同法施行令第 3 条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から２ヶ月】

（２）　法人税の申告期限の延長（法人税法第 75 条）

（３）　所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 2 条）

（４）　給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 3 条）

２　県税

（１）　県税の期限の延長（地方税法第 20 条の 5 の 2、同法第 44 条、県税条例第 9 条の 2）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長

【２ヶ月以内】

（２）　県税の徴収猶予（地方税法第 15 条）
【１年（やむを得ない場合２年）以内】

（３）　県税の減免
ア　個人の県民税（地方税法第 45 条）
イ　個人の事業税（地方税法第 72 条の 62、県税条例第 56 条）
ウ　不動産取得税（地方税法第 73 条の 31、県税条例第 69 条）
エ　鉱区税（地方税法第 194 条、県税条例第 126 条の 2）
オ　軽油引取税（地方税法第 144 条の 42）
カ　狩猟税（地方税法第 700 条の 62、県税条例第 170 条）

３　市税
（１）　市税の期限の延長（地方税法第 20 条の 5 の 2、鹿島市税条例第 18 条の 2）
申告、申請、納付、納入等の期限延長

（２）　市税の徴収猶予（地方税法第 15 条）

（３）　市税の減免
ア　市民税（地方税法第 323 条、鹿島市税条例第 51 条）
イ　固定資産税（地方税法第 367 条、鹿島市税条例第 71 条）
ウ　軽自動車税（地方税法第 454 条、鹿島市税条例第 89 条）
エ　特別土地保有税（地方税法第 605 条の 2、鹿島市税条例第 131 条の 2）
オ　国民健康保険税（地方税法第 717 条、鹿島市国民健康保険税条例第 16 条）
※特別徴収義務者に係るものを除く。

第５項　国民健康保険税制度等における一部負担金の減免

市は、災害等の被災者に対し、国民健康保険法第 44 条、鹿島市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規則の定めるところにより次の措置を講じる。

（１）　一部負担金の徴収猶予【６ヶ月以内】（鹿島市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規則第 2 条）

（２）　一部負担金の減免（鹿島市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規則第 3 条）

第６項　介護保険制度における保険料の徴収猶予、減免

市は、被災した介護保険の被保険者に対し、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の定めるところにより次の措置を講じる。

（１）　保険料の徴収猶予（第 10 条）

（２）　保険料の減免（第 11 条）

第７項　後期高齢者医療制度における保険料の徴収猶予、減免

市は、被災した後期高齢者医療保険の被保険者に対し、佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の定めるところにより次の措置を講じる。

（１）　保険料の徴収猶予（第 17 条）

（２）　保険料の減免（第 18 条）

第８項　その他負担金等の徴収猶予、減免

市は、災害等の被災者に対して条例、規則等の定めるところにより次の措置を講じる。

（１）　鹿島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
・負担金の徴収猶予（第 7 条）
・負担金の減免（第 8 条）
・延滞金の減免（第 10 条）

（２）　県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例
・分担金の減免（第 5 条）

（３）　鹿島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
・賦課徴収の延期（第 6 条）

（４）　鹿島市道路占用料徴収条例
・占用料の免除（第 3 条第 12 号）

（５）　鹿島市公有水面使用料及び産物採取料徴収条例
・公有水面使用料の免除（第 3 条第 10 号）

（６）　鹿島市急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例
・分担金の減免（第７条）

（７）　鹿島市営住宅管理条例
・家賃の減免（第 15 条）
・敷金の減免・徴収猶予（第 17 条）

（８）　鹿島市農林水産業施設整備事業分担金徴収条例
・分担金の減免（第５条）

（９）　鹿島市漁港管理条例
・使用料の減免（第 11 条）

（10）　鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例
・一般廃棄物処理手数料の減免（第８条）

（11）　鹿島市老人措置費負担金徴収規則
・負担金の減免（第６条）

（12）　鹿島市立みどり園の保育料減免に関する要綱（第２条）

第９項　郵政事業の災害特別事務取扱等

（１）　郵便業務関係
①　被災者に対する郵便はがき等の無償交付
②　被災者が差し出す郵便物の料金免除
③　被災地（県、市、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

（２）　為替貯金業務関係
①　郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
②　郵便貯金の非常貸付け
③　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

（３）　簡易保険関係
①　保険料払込猶予期間の延伸
②　保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
③　保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
④　解約還付金の非常即時払
⑤　保険貸付金の非常即時払

第 10 項　生活資金の確保

1　災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律、同法施行令及び鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例(第 12 条)に基づき、災害により世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2　生活福祉資金

鹿島市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付けることができる。

3　母子寡婦福祉資金貸付金

被災した 20 歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない女子」又は寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者に対し、県の母子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、母子寡婦福祉資金貸付金を斡旋する。

第 11 項　住宅の供給、資金の貸付け等

1　公営住宅の提供

市は、被災市街地復興特別措置法第２１条の適用を受ける者については、鹿島市営住宅管理条例第４条の規定に基づき公営住宅への受入れを行う。

2　住宅資金の貸付け制度

災害によって被害を受けた者に対し、県等関係機関と協力して、住宅金融公庫の融資制度を斡旋し、早急に被災者の住宅確保が図られるよう努める。

第 12 項　生活必需物資供給の調整、復旧用資機材の確保

1　生活必需物資供給の調整

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

2　復旧用資機材の確保

県は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第３節　地域の経済復興の推進
（商工観光課、農林水産課）

第１項　中小企業に対する復旧・復興金融の確保

市は、中小企業等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業等に対する復興資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう努める。

第２項　農林水産業に対する復旧・復興金融の確保

市は、災害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の団体等に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、経営の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた、関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

（１）　天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

（２）　株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

第３項　風評被害等の影響の軽減

市、国及び県は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出物品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第５編　災害復旧・復興計画

第１章　災害復旧・復興に向けた計画的な推進

第１節　災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進
（市各課）

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第１項　復旧・復興に係る基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は更なる災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第２項　迅速な原状復旧

市が迅速な原状復旧を目指す場合、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うこととなるが、この際は、原形復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

１　復旧事業の対象施設

（１）　公共土木施設
（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園）

（２）　農林水産施設

（３）　都市施設

（４）　上水道

（５）　社会福祉施設

（６）　公立学校
（７）　社会教育施設
（８）　公営住宅
（９）　ライフライン施設
（10）　交通輸送施設
（11）　その他の施設

２　資金の確保

市及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

（１）　国庫負担又は補助を規定している主なもの

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）
イ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）
ウ　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和３９年８月１４日建設省都市局長通達）
エ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫負担補助について（平成２年３月３１日厚生省事務次官通知）
オ　社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成７年３月３０日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
カ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）
キ　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）

（２）　地方債の発行が許可される主なもの

ア　補助災害復旧事業
イ　直轄災害復旧事業
ウ　単独災害復旧事業
エ　公営企業等災害復旧事業
オ　歳入欠かん

３　激甚災害の指定

発生した災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため市は、県と相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとる。

４　復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

５　災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

第３項　計画的復興

１　防災まちづくり

市は、次のような再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

なお、復興を進めるに当たっては、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について情報の提供を行う。

（１）　被災市街地復興特別措置法等の活用や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新

（２）　河川等の治水安全度の向上

（３）　土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保 等

２　文化財対策

（１）　指定文化財等の復旧

市（教育委員会）及び県（教育委員会）は、災害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

（２）　埋蔵文化財の保護

市は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市は、国や県・他市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第２節　被災者の生活再建等への支援
（市各課）

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保等のきめ細かな支援を行う。

第１項　被災者相談

市及び県は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第２項　災害弔慰金、見舞金等

１　災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号)、同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号）及び鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例(第 3 条)の定めるところにより災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

２　災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律、同法施行令及び鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例(第 9 条)の定めるところにより、災害により被害を受けた住民又はその遺族等に対し災害障害見舞金を支給する。

３　日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して災害見舞品等を贈呈する。

４　被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

５　罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施

するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第３項　就労支援

市は、県を通じて佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第４項　租税の徴収猶予、減免

１　国税

（１）　国税の期限の延長（国税通則法第 11 条、同法施行令第 3 条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から２ヶ月】

（２）　法人税の申告期限の延長（法人税法第 75 条）

（３）　所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 2 条）

（４）　給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 3 条）

２　県税

（１）　県税の期限の延長（地方税法第 20 条の 5 の 2、同法第 44 条、県税条例第 9 条の 2）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長

【２ヶ月以内】

（２）　県税の徴収猶予（地方税法第 15 条）
【１年（やむを得ない場合２年）以内】

（３）　県税の減免
ア　個人の県民税（地方税法第 45 条）
イ　個人の事業税（地方税法第 72 条の 62、県税条例第 56 条）
ウ　不動産取得税（地方税法第 73 条の 31、県税条例第 69 条）
エ　鉱区税（地方税法第 194 条、県税条例第 126 条の 2）
オ　軽油引取税（地方税法第 144 条の 42）
カ　狩猟税（地方税法第 700 条の 62、県税条例第 170 条）

３　市税
（１）　市税の期限の延長（地方税法第 20 条の 5 の 2、鹿島市税条例第 18 条の 2）
申告、申請、納付、納入等の期限延長

（２）　市税の徴収猶予（地方税法第 15 条）

（３）　市税の減免
ア　市民税（地方税法第 323 条、鹿島市税条例第 51 条）
イ　固定資産税（地方税法第 367 条、鹿島市税条例第 71 条）
ウ　軽自動車税（地方税法第 454 条、鹿島市税条例第 89 条）
エ　特別土地保有税（地方税法第 605 条の 2、鹿島市税条例第 131 条の 2）
オ　国民健康保険税（地方税法第 717 条、鹿島市国民健康保険税条例第 16 条）
※特別徴収義務者に係るものを除く。

第５項　国民健康保険税制度等における一部負担金の減免

市は、災害等の被災者に対し、国民健康保険法第 44 条、鹿島市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規則の定めるところにより次の措置を講じる。

（１）　一部負担金の徴収猶予【６ヶ月以内】（鹿島市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規則第 2 条）

（２）　一部負担金の減免（鹿島市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規則第 3 条）

第６項　介護保険制度における保険料の徴収猶予、減免

市は、被災した介護保険の被保険者に対し、杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の定めるところにより次の措置を講じる。

（１）　保険料の徴収猶予（第 10 条）

（２）　保険料の減免（第 11 条）

第７項　後期高齢者医療制度における保険料の徴収猶予、減免

市は、被災した後期高齢者医療保険の被保険者に対し、佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の定めるところにより次の措置を講じる。

（１）　保険料の徴収猶予（第 17 条）

（２）　保険料の減免（第 18 条）

第８項　その他負担金等の徴収猶予、減免

市は、災害等の被災者に対して条例、規則等の定めるところにより次の措置を講じる。

（１）　鹿島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
・負担金の徴収猶予（第 7 条）
・負担金の減免（第 8 条）
・延滞金の減免（第 10 条）

（２）　県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例
・分担金の減免（第 5 条）

（３）　鹿島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
・賦課徴収の延期（第 6 条）

（４）　鹿島市道路占用料徴収条例
・占用料の免除（第 3 条第 12 号）

（５）　鹿島市公有水面使用料及び産物採取料徴収条例
・公有水面使用料の免除（第 3 条第 10 号）

（６）　鹿島市急傾斜地崩壊防止工事分担金徴収条例
・分担金の減免（第７条）

（７）　鹿島市営住宅管理条例
・家賃の減免（第 15 条）
・敷金の減免・徴収猶予（第 17 条）

（８）　鹿島市農林水産業施設整備事業分担金徴収条例
・分担金の減免（第５条）

（９）　鹿島市漁港管理条例
・使用料の減免（第 11 条）

（10）　鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例
・一般廃棄物処理手数料の減免（第８条）

（11）　鹿島市老人措置費負担金徴収規則
・負担金の減免（第６条）

（12）　鹿島市立みどり園の保育料減免に関する要綱（第２条）

第９項　郵政事業の災害特別事務取扱等

（１）　郵便業務関係
①　被災者に対する郵便はがき等の無償交付
②　被災者が差し出す郵便物の料金免除
③　被災地（県、市、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

（２）　為替貯金業務関係
①　郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
②　郵便貯金の非常貸付け
③　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

（３）　簡易保険関係
①　保険料払込猶予期間の延伸
②　保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
③　保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
④　解約還付金の非常即時払
⑤　保険貸付金の非常即時払

第 10 項　生活資金の確保

1　災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律、同法施行令及び鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例(第 12 条)に基づき、災害により世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2　生活福祉資金

鹿島市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付けることができる。

3　母子寡婦福祉資金貸付金

被災した 20 歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない女子」又は寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者に対し、県の母子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、母子寡婦福祉資金貸付金を斡旋する。

第 11 項　住宅の供給、資金の貸付け等

1　公営住宅の提供

市は、被災市街地復興特別措置法第２１条の適用を受ける者については、鹿島市営住宅管理条例第４条の規定に基づき公営住宅への受入れを行う。

2　住宅資金の貸付け制度

災害によって被害を受けた者に対し、県等関係機関と協力して、住宅金融公庫の融資制度を斡旋し、早急に被災者の住宅確保が図られるよう努める。

第 12 項　生活必需物資供給の調整、復旧用資機材の確保

1　生活必需物資供給の調整

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

2　復旧用資機材の確保

県は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第３節　地域の経済復興の推進
（商工観光課、農林水産課）

第１項　中小企業に対する復旧・復興金融の確保

市は、中小企業等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業等に対する復興資金の融資が、迅速かつ円滑に行われるよう努める。

第２項　農林水産業に対する復旧・復興金融の確保

市は、災害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の団体等に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、経営の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた、関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

（１）　天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

（２）　株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

第３項　風評被害等の影響の軽減

市、国及び県は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出物品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。